

I 施設運営

1 施設の運営管理体制

- (1) 定員の遵守
- (2) 管理規程の整備
- (3) 施設運営に必要な帳簿の整備
- (4) 苦情解決体制

2 必要な職員の確保

- (1) 職員の適正配置
- (2) 職員の専従
- (3) 施設長
- (4) 資格を有する職員の配置
- (5) 職員研修

3 施設の安全・衛生

- (1) 施設整備
- (2) 清掃及び害虫駆除
- (3) 安全確保
- (4) 水質検査
- (5) レジオネラ症防止対策
- (6) 調理員等の検便検査

4 災害対策

- (1) 防火管理
- (2) 安全計画の策定等
- (3) 業務継続計画の策定等

5 その他

- (1) 秘密保持
- (2) 地域との連携
- (3) 防犯
- (4) 反社会的勢力の排除
- (5) 保育所運営委員会
- (6) 登所バス等の有償運送の取扱い

II 就業規則等の整備及び運用

1 就業規則

2 育児・介護休業規定

- (1) 育児休業
- (2) 介護休業
- (3) 労働時間の短縮等の措置
- (4) 子の看護休暇
- (5) 介護休暇
- (6) 労働者の配置に関する配慮

3 短時間・有期雇用労働者就業規則

4 給与規程及び職員給与

- (1) 給与規程
- (2) 初任給格付け
- (3) 諸手当
- (4) 社会保険・源泉徴収事務

III 職員処遇

1 労働基準法に基づく協定等

2 職員の人事管理

3 職員の安全管理体制

- (1) 衛生管理者等
- (2) 健康診断
- (3) 車両の安全管理

4 その他

IV 児童養護施設利用者関係

1 最低基準の目的

2 入所児童への平等な取扱い

3 自立支援計画の作成

4 処遇記録等の整備

5 事故発生時の対応

6 預り金(小遣い等)の取扱い

7 食事

8 衛生管理等

9 健康管理

10 関係者との連携

11 入所者の生活環境等の整備

12 適切な処遇の確保

13 業務の質の評価等

V 保育所利用者関係

1 保育所全体の運営

2 利用者処遇の計画

3 入所児童の発達に応じた適切な保育

4 適切な記録

5 関係機関との連携

6 健康診断

7 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮

8 適切な食事

9 事故未然防止の取組

10 入所者の生活環境等

11 その他

根拠法令等一覧

関係法令及び通知等	略称
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	県条例
保育所への入所の円滑化について（H10. 2. 13児保第3号）	円滑化通知
児童福祉行政指導監査の実施について（R8. 3. 30こ成事第241号、こ支総第120号）	監査通知
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（H12. 6. 7児発第575号）	苦情解決通知
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（H28. 8. 23府子本第571号）	留意事項通知
保育所保育指針(H29. 3. 31厚生労働省告示第117号)	保育指針
社会福祉法	社福法
社会福祉法人指導監査ガイドライン(H29. 4. 27雇児発0427第7号)	ガイドライン
社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（S47. 5. 17社庶第83号）	施設長通知
社会福祉施設の資格要件について(S53. 2. 20社庶第13号)	資格要件通知
児童福祉法施行規則	児福法施行規則
保育所設置認可に係る行政指導の指針	県行政指導指針
保育所設置認可に係る審査基準	県審査基準
社会福祉施設における衛生管理について(H9. 3. 31社援施第65号)（別添）大量調理マニュアル	大量調理マニュアル
児童福祉施設等における児童の安全の確保について（H13. 6. 15雇児総発第402号）	安全確保通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28. 9. 15 雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号）	防犯安全確保通知
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（H8. 7. 19社援施第116号）	衛生確保通知
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策について（H11. 11. 26社援施第47号）	レジオネラ症防止対策通知
循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（H13. 9. 11. 健衛発第95号、H27. 3. 31健衛発0331第7号改正 R元. 12. 17薬生衛発1217第1号）	レジオネラ症防止マニュアル

関係法令及び通知等	略称
消防法	消防法
消防法施行令	消防施行令
消防法施行規則	消防規則
社会福祉施設における防災対策の強化について (S58. 12. 17社施第121号)	防災対策強化通知
水防法	水防法
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害防止法
社会福祉施設における防火安全対策の強化について (S62. 9. 18社施第107号)	防火安全対策強化通知
社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について (S55. 1. 16社施第5号)	地震防災応急計画作成通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知) (H28. 9. 15雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号)	防犯安全確保通知
児童福祉法	児福法
神奈川県暴力団排除条例	県暴力団排除条例
保育所の設置認可等について (H12. 3. 30児発第295号)	設置認可通知
保育所登所に係るバス等の有償運送の取扱について (H9. 6. 27児保第14号)	有償運送取扱通知
道路運送法	道路運送法
道路運送法施行規則	道路運送法施行規則
労働基準法	労基法
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	雇用機会均等法
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針 (H18厚生労働省告示第615号)	セクハラ・マタハラ指針
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法

関係法令及び通知等	略称
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(R2. 1. 15厚生労働省告示第5号)	パワハラ指針
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児介護休業法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則	育児介護休業施行規則
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について (R7. 1. 20雇均発0120第1号)	雇均発0120第1号
同一労働同一賃金ガイドライン (厚生労働省告示第430号)	同一労働同一賃金ガイドライン
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
最低賃金法	最賃法
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について (H13. 7. 23雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知)	雇児発第488号通知
労働基準法関係解釈例規について (S63. 3. 14基発第150号、婦発第47号)	S63. 3. 14基発第150号
健康保険法	健保法
健康保険法施行規則	健保法施行規則
厚生年金保険法	厚生年金保険法
厚生年金保険法施行規則	厚生年金保険法施行規則
雇用保険法	雇用保険法
雇用保険法施行規則	雇用保険法施行規則
所得税法	所得税法
所得税法施行令	所得税法施行令
所得税基本通達	所得税基本通達
地方税法	地方税法
労働災害補償保険法	労災保険法

関係法令及び通知等	略称
労働安全衛生法	安衛法
労働安全衛生規則	安衛規則
職場における腰痛予防対策の推進について（H25. 6. 18基発0618第4号）	腰痛予防対策通知
道路交通法	道交法
道路交通法施行規則	道交法施行規則
社会福祉施設職員等退職手当共済法	退職手当共済法
公益通報者保護法	公益通報者保護法
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	マイナンバー法
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（H27. 11. 11厚生労働大臣決定）	障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン
保育所における嘱託歯科医の設置について（S58. 4. 21児発第284号）	歯科医設置通知
児童虐待の防止等に関する法律	虐待防止法
保育所における感染症対策ガイドライン（H30改訂版）厚生労働省	感染症ガイドライン
保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（H30. 3. 30子保発0330第2号）	保育指針留意事項通知
「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について事務連絡（H29. 12. 18内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）別添1 注意喚起事項	重大事故防止策有識者会議事務連絡
「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」（平成30年7月）	教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議
神奈川県内の認可外保育施設における児童死亡事案に係る検証報告書（H30. 9）	県児童死亡事案検証報告書
児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（R2. 3. 31子発0331第1号・障発0331第8号）	食事提供通知

関係法令及び通知等	略称
保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取り組みの推進について(H16. 3. 29雇児保発第0329001号)	食育通知
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)	アレルギーガイドライン
社会福祉施設等における食品の安全確保等について(H20. 3. 7雇児総発第0307001号)	食品安全確保通知
児童福祉施設等における衛生管理の強化について(S39. 8. 1児発第669号)	衛生管理強化通知
社会福祉施設における保存食の保存期間等について(H8. 7. 25社援施第117号)	保存食通知
社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について(H8. 6. 18社援施第97号)	食中毒事故発生防止通知
保育所における調理業務の委託について(H10. 2. 18児発第86号)	調理委託通知
保育所における食事の提供について(H22. 6. 1雇児発0601第4号)	保育所食事提供通知
教育・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(H30. 4. 27子発0427第1号)	保育所水遊び等事故防止徹底通知
児童福祉施設における事故防止について(S46. 7. 31. 児発第418号)	事故防止通知
特定教育・保育施設等における事故の報告等について(R7. 3. 21こ成安第44号・6教参学第55号)	事故報告通知
こどものバス送迎・安全徹底マニュアル	こどものバス送迎マニュアル
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故防止ガイドライン
児童福祉施設最低基準の一部改正について(H14. 12. 25. 雇児発第1225008号)	児童福祉施設最低基準通知
保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について(H10. 4. 9児発第305号)	保母配置基準通知
保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて(H10. 2. 18児発第85号)	短時間勤務保育士取扱導入通知
夜間保育所の設置認可等について(H12. 3. 30児発第298号)	夜間保育所設置認可通知
夜間保育所の設置認可等の取り扱いについて(H12. 3. 30児保第15号)	夜間保育所設置認可取扱通知
保育所分園の設置運営について(H10. 4. 9児発第302号)	分園設置運営通知
保育所の設置認可について(H12. 3. 30児発第295号)	保育所設置認可通知
保育所等における保育士配置に係る特例について(H28. 2. 18・雇児発0218第2号)	保育士配置特例通知

関係法令及び通知等	略称
「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」別添1「児童養護施設運営指針」(H24. 3. 29雇児発0239第1号)	児童養護施設運営指針
「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」別添2「乳児院運営指針」(H24. 3. 29雇児発0239第1号)	乳児院運営指針
「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(H17. 8. 10雇児発第0810001号)	自立支援計画通知
「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(H17. 8. 10雇児発第0810001号) 子ども・若者ケアプラン(自立支援計画)ガイドライン 別冊2	自立支援計画ガイドライン
「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」	リスクマネジメント指針
児童養護施設等における事故等の取扱要領の改正について(通知)(H20. 10. 1子家第2393号) 児童養護施設等における事故等の取扱要領	事故等の取扱要領
「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」等について(R6. 7. 16こ支家第406号) 児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン	重大事案報告ガイドライン
「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」等について(R6. 7. 16こ支家第406号) 児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の対応マニュアル	重大事案対応マニュアル
社会福祉施設における利用者預かり金の管理体制について(H3. 10. 24福総第172号)	預かり金通知
「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(R2. 3. 31子母発0331第1号)	食事計画通知
「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(R2. 3. 31子母発0331第1号)	食事計画通知
児童養護施設等に入所する未成年者の高等学校等への入学手続き等における配慮について(R4. 10. 14子発1014第1号)	高等学校進学通知

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>[基本的な考え方]</p> <p>○ 指導基準の運用に関しては、次の事項に留意することとする。 「指摘事項に関する判定の基本的な考え方について」（以下、「判定の考え方」という。）に定める文書指摘、口頭指摘については、判定の考え方に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。 ・指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。 ・指摘基準に該当しない場合であっても、施設運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、運営主体が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。 ・上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等施設運営の適正を確保するために必要と判断する場合、文書指摘によることができること。 ○ 指導監査を行うに当たっては、以下に定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、運営主体に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該運営主体に対して行う指導については、次のとおりとする。 <指摘基準> ・以下の指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。 ・上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等、施設運営の適正を確保するために必要と判断する場合、文書指摘によることができること。 ○ 内部規程が法令、通知若しくは定款等に違反する場合又は当該規程が運営主体の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</p>					
<p>I 施設運営</p>					
<p>1 施設の運営管理体制</p>					
<p>(1) 定員の遵守</p>					
<p>① 定員を遵守しているか。</p>	<p>県条例第17条 円滑化通知1(1) 監査通知別紙1 2-(1)-第2-1-(1)</p>	<p>○ 定員を遵守してください。</p>	<p>・定員を遵守していない。 （保育所：連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上）</p>	<p>B</p>	
<p>② 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲となっているか。</p>	<p>円滑化通知 監査通知別添1-2-(2)第1-1(保)-(4)</p>	<p>○ 定員を超えて、私的契約児を受け入れているので、解消してください。</p>	<p>・定員を超えて、私的契約児を受け入れている。</p>	<p>A</p>	<p>定員管理に改善が必要な点がありました。</p>
<p>(2) 管理規程の整備</p>					
<p>① 管理規程（施設運営規程等）が整備されているか。入所者の処遇に関する事項及びその他施設の管理についての重要事項について規程を設けなければならない。</p>	<p>県条例第17条</p>	<p>○ 管理規程（運営規程等）を整備してください。</p>	<p>・管理規程が整備されていない。</p>	<p>A</p>	<p>管理規程（運営規程等）が未整備でした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p><児童福祉施設内部の規程に記載する項目> （保育所以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所する者の援助に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項（保育所） ・施設の目的及び運営の方針・提供する保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額・乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ・施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他施設の運営に関する重要事項 	<p>県条例第17条</p>	<p>○ 管理規程の内容が、実態と相違しているので改善してください。</p>	<p>・管理規程の内容と実態が相違している。</p>	<p>B</p>	
<p>(3) 施設運営に必要な帳簿の整備</p> <p>① 施設運営に必要な帳簿（諸記録）は整備されているか。職員、財産（設備）、会計（収支）及び入所者等の処遇を明らかにする帳簿（諸記録）を備える必要がある。</p>	<p>県条例第18条</p>	<p>○ 施設運営に必要な関係帳簿を整備してください。</p>	<p>・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・設備の運営確認に支障が生じているあるいは生じるおそれがある。</p>	<p>A</p>	<p>施設運営に必要な関係帳簿に未整備なものがありません。</p>
	<p>県条例第18条</p>	<p>○ 施設運営に必要な職員の関係帳簿（財産関係帳簿、会計帳簿、入所者処遇関係帳簿等）を整備してください。</p>	<p>・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。</p>	<p>B</p>	
<p>(4) 苦情解決体制</p> <p>① 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取り組みが行われているか。社会福祉事業の経営者は、常にその提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。</p>	<p>県条例第20条 社福法第82条 ガイドラインⅢ-4-(4)-2 保育指針第1章第1(5)ウ</p>	<p>○ 苦情解決のための手続き等を明確にするとともに第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備してください。</p>	<p>・苦情解決に対する取り組みが全く行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>苦情解決体制が整備されていませんでした。</p>
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなくてはならない。</p>	<p>県条例第20条 苦情解決通知1</p>	<p>○ 苦情解決体制に関する要綱を整備してください。</p>	<p>・苦情解決体制に関する要綱を整備していない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知など</p>	<p>県条例第20条 苦情解決通知2, 3</p> <p>県条例第20条 苦情解決通知2, 3</p>	<p>○ 苦情解決の第三者委員を選任し、利用者等への周知を図ってください。</p>	<p>・苦情解決の第三者委員を選任していない。</p> <p>・第三者委員を複数選任していない。</p>	<p>A</p> <p>C</p>	<p>第三者委員が選任されていませんでした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>県条例第20条 苦情解決通知2</p> <p>県条例第20条 苦情解決通知2, 3</p> <p>県条例第20条 苦情解決通知3</p> <p>県条例第20条 苦情解決通知3</p> <p>苦情解決通知3</p>	<p>○ 苦情解決の第三者委員に、公平、中立な立場の人を選任してください。</p> <p>○ 苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となるよう、要綱の改正等を検討してください。</p> <p>○ 苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布するとともに、わかりやすい場所にポスターを掲示するなど、周知を図ってください。</p> <p>○ 苦情解決体制において、第三者委員を設置しているが、第三者委員の氏名、連絡先等について、施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者への周知を図ってください。</p> <p>○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録してください。</p>	<p>・第三者委員に公平・中立な立場の人が選任されていない。法人の理事、利用者の家族、オンブズマン等が選任されている。 ※（第三者委員の例示） 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など</p> <p>・苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となっていない。</p> <p>・苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布していない。わかりやすい場所にポスターを掲示するなどの周知を図っていない。</p> <p>・苦情解決体制の第三者委員の氏名、連絡先等を利用者へ周知していない。</p> <p>・苦情の内容等を記録していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>苦情の内容等を記録してください。</p>
<p>2 必要な職員の確保</p> <p>(1) 職員の適正配置</p> <p>① 職員の配置を適正に行っているか。 利用者に対して適切な処遇を行うため国の基準・県基準に定める職員を確保する必要がある。また、入所施設については、基準数の夜勤職員（直接処遇職員）の配置も必要となる。</p> <p>(2) 職員の専従</p> <p>① 施設職員は専ら当該施設の職務に従事しているか。 ア 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ一部職員を兼務することができる（ただし、入所者の居室、各施設の特有設備、入所者の保護に直接従事する職員には適用しない。）。</p>	<p>県条例第27、46、57、64条他</p> <p>県条例第8条</p>	<p>○ 基準に定められた職員（各種職員、夜勤者等）を配置してください。</p> <p>○ 直接処遇職員が他の社会福祉施設（同一敷地内に設置された施設を含む）の兼務職員となっているので、改善してください。</p>	<p>・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。</p> <p>・施設職員が専ら当該施設の職務に従事していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p> <p>直接処遇職員が他施設と兼務になっていました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>イ 保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、共用・兼務ができる。</p>	<p>県条例第8条第2項</p>	<p>○ 保育所と併設した他の社会福祉施設において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行うにあたって、必要な職員の配置、必要となる面積の確保ができていないので改善してください。</p>	<p>・共用・兼務の実施に当たって、必要な要件を満たしていない。</p> <p><要件> ①児童発達支援事業所等との併設・交流について ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること ・交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。</p> <p>②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について ・保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。</p> <p>保育所と上記及び上記以外の社会福祉施設において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」別紙の参考①、②を参照すること</p>	<p>A</p>	<p>各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行うにあたっての要件を満たしていませんでした。</p>
<p>(3) 施設長 ① 資格要件を満たした施設長が配置されているか。</p> <p>②</p>	<p>施設長通知 資格要件通知</p> <p>県条例第29条、37条、58条、92条、100条 留意事項通知 別紙2 III2</p>	<p>○ 施設長が欠員となっているので早急に改善してください。</p> <p>○ 施設長が資格要件を満たしていないので改善してください。</p>	<p>・施設長が欠員となっている。</p> <p>・施設長が資格要件を満たしていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>施設長が未配置でした。</p> <p>施設長の資格要件が満たされていませんでした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 施設長は専任となっているか。やむなく兼務している場合、施設運営管理に支障が生じない体制となっているか。</p>	児福法施行規則第37条第6項	○ 施設長の変更届を速やかに県に提出してください。	・施設長の変更を届出していない。	B	
	社福法第66条	○ 施設長が兼務となっているが、業務に支障があるので改善してください。	・施設長が兼務となっているが、管理運営体制がとれていない。	A	施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。
	社福法第66条	○ 施設長が兼務となっているが、一部業務に支障があるので改善してください。	・施設長が兼務となっているが、一部業務に支障がでている。	B	
<p>④ 施設長は運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携等施設長としての職責を十分果たしているか。</p>	県条例第34条他	○ 施設長が職責を十分果たしていないので、改善してください。	・施設長による施設の運営管理上問題が生じている。	A	施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。
	県条例第34条他	○ 施設長が職責を十分果たしていないので、改善してください。	・施設長による施設の運営管理上問題が生じている（軽微な場合）。	B	
<p>(4) 資格を有する職員の配置</p>					
<p>① 資格を要する職種については、各施設毎の資格要件を満たした職員となっているか。</p>	県条例第59条他	○ 資格を要する職種に資格要件を満たす職員を配置してください。	・資格を有する職種に資格要件を満たす職員を配置していない。	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
<p>② <保育所></p> <p>職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならない。ただし、調理業務全般を委託する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士については、処遇の充実を図るため、下記の職員配置を下回ることはできない。</p> <p>乳児概ね3人に1人以上 満1歳以上3歳未満児は概ね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満は概ね15人につき1人以上 満4歳以上は概ね25人につき1人以上 ただし保育所1につき2人を下まわることできない。</p> <p>*園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、(3)(4)において、当分の間これまでの基準を適用することもできる。</p> <p>(3)20人につき1人 (4)30人につき1人</p>	県条例第66条	○ 職員配置（保育士、嘱託医、調理員）が児童福祉施設最低基準に定める基準を満たしていないので、改善してください。	・職員配置（保育士、嘱託医、調理員）が児童福祉施設最低基準に定める基準を満たしていない。 （調理業務の全部を委託している場合は調理員を置かないことができる。）	A	職員の配置が不足している点がありました。

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	県条例附則11	○ 保健師又は看護師を保育士として配置する場合は、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。	・保健師又は看護師（以下、「看護師等」という）を1人に限り、保育士とみなすことができる。准看護師は不可。 ・乳児の数が3人以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。	B	
	県条例附則11	○ 保育所での勤務が概ね3年未満の看護師等に対して、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了させてください。	・保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修の修了が必須。	B	
	県条例附則14～17 保育士配置特例通知1④	○ 基準に定められた職員（資格要件を満たす職員）を配置してください。	・保育士とみなす職員（幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭）が、各時間帯で1/3を超えて配置されている。	A	職員の配置に不足している点がありました。
	県行政指導指針附則2-2 保育士配置特例通知1②		・幼稚園教諭及び小学校教諭は、次の年齢の児童を中心に保育しているか。 (1) 幼稚園教諭については、3歳以上児 (2) 小学校教諭については、5歳児	C	
	県行政指導指針附則4	○ 資格を要する職種に資格要件を満たす職員を配置してください。	・職員配置に係る特例について、過去3年間の指導監査において勧告や改善命令等を受けている保育所については、本則どおり職員を配置しているか。	B	
	県審査基準附則2	○ 保育士として子育て支援員を置く場合は、「地域保育コースの地域型保育」を修了した職員を配置してください	・保育士として子育て支援員を置く場合は、「地域保育コースの地域型保育」を修了した者か。	B	
③ <保育所> 保育士が複数配置されているか。	県条例第46条第2項	○ 保育従事者のうち、保育士が複数配置されていない時間帯があるので、複数の保育士を配置してください。	・保育士が複数配置されていない時間帯がある。	A	保育士が複数配置されていない時間帯がありました。
④ <保育所> 保育士が配置されていない時間帯がないか。	県条例附則14～17 県審査基準附則2 保育士配置特例通知1①	○ 保育従事者のうち、保育士が配置されていない時間帯があるので、保育士を配置してください。	・朝夕等児童が少数となる場合の緩和措置（1名を家庭的保育者又は子育て支援員とすることができる）の時間帯に保育士がいない。	A	保育士が配置されていない時間帯がありました。

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑤ <保育所></p> <p>常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されているか。</p>	<p>短時間勤務保育士取扱導入通知</p>	<p>○ 常勤の保育士を各組やグループに1名（場合により2名）以上配置してください。</p>	<p>・常勤の保育士を各組やグループに1名（場合により2名）以上配置していない。</p>	A	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p>
<p>(5)職員研修</p> <p>① 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。</p>	<p>社福法第90条第1項 保育指針第5章-4-(1) 児童養護施設運営指針第1部 総論7-(1)-② 乳児院運営指針7-② 児童自立支援施設運営指針7-②</p>	<p>○ 研修計画を作成してください。</p>	<p>・職員研修の計画を作成していない。</p>	B	
<p>職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p>	<p>県条例第7条第2項</p>	<p>○ 職員の資質向上を図るため研修を実施してください。</p>	<p>・職員の研修を実施していない。</p>	A	<p>職員の研修を実施していませんでした。</p>
	<p>県条例第7条第2項</p>	<p>○ 研修の実施が不十分であるので、職員の資質向上を図るため効果的に実施してください。</p>	<p>・職員研修の実施が不十分である。</p>	B	
	<p>県行政指導指針附則</p>		<p>・保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に対して、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了するよう努めていない。</p>	C	
	<p>県行政指導指針附則</p>		<p>・知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に対して、保育士資格の取得を促していない。</p>	C	
<p>研修報告書を作成しているか。 *報告書を作成することにより情報を共有し出席職員以外の者についても資質向上を図る。</p>	<p>保育指針第5章-4-(2)</p>		<p>・研修報告書を作成していない（受講職員以外の職員への情報共有を行っていない）。</p>	C	
<p>3 施設の安全・衛生</p> <p>(1)施設設備</p> <p>① 施設設備は、各施設の基準に適合し、適正に整備されているか。 利用者が良好な環境のもとで生活を営むため、各法令で定められている建物の設備基準を確保しているか。</p> <p>② 設備の使用内容を変更していないか。 使用内容の変更によって設備基準に不適合となっていないか。</p>	<p>県条例第5条第5項、25、44、56条他</p>	<p>○ ○○施設最低基準に基づき○○を設けてください。</p>	<p>・施設最低基準に基づいた設備を設けていない。</p>	A	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>
	<p>県条例第5条第5項、25、44、56条他 社福法第63条</p>	<p>○ 施設変更届の手続きを行ってください。</p>	<p>・施設の変更手続きを行っていない。</p>	B	
<p>(2)清掃及び害虫駆除</p>					

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
① 施設内外の日常清掃のほか大掃除を6か月以内ごとに1回定期的、清掃及び害虫駆除を適切に行っているか。	労安衛規則第619条	○ 施設内外を清潔に保つとともに6か月以内ごとに1回大掃除を行ってください。	・施設内外を清潔に保つとともに年1回以上大掃除を行っていない。	B	
② ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上実施しているか（発生確認時はその都度実施）。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②	○ 害虫等の駆除は半年に1回行ってください。	・害虫等の駆除を半年に1回行っていない。（発見時はその都度）	B	
ねずみ、こん虫の駆除の実施記録を1年間保管しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②	○ 害虫等の駆除の記録を1年間保管してください。	・害虫等の駆除記録を1年間保管していない。	B	
(3)安全確保					
① 施設内外の構造物、設備等の安全確保がなされているか（児童福祉施設）。	安全確保通知	○ ○○など施設内外の安全確保を行ってください。	・施設内外の安全確保を行っていない。	A	施設内外の安全確保について、強化すべき点がありました。
*施設設備の安全確保、近隣地域の危険箇所の把握、施設外活動における安全確認、不審者に対する体制、登下校時における安全管理などを確認する。	防犯安全確保通知	○ ○○など施設内外の安全確保が不十分なので改善してください。	・施設内外の安全確保が不十分である。	B	
(4)水質検査					
① 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じているか。					
水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には、公的検査機関等に依頼して年2回以上水質検査を行っているか。	県条例第13条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 飲料水の水質検査を実施してください。	・飲料水の水質検査を全く実施していない。	A	飲料水の水質検査が未実施でした。
	県条例第13条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 飲料水の水質検査を定期的実施してください。	・飲料水の水質検査を定期的実施していない。	B	
② 水質検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じているか。	県条例第13条大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 水質検査の結果、飲用不適となっているので適切な措置を講じてください。	・水質検査の結果に対して適切な措置を講じていない。	A	飲料水の水質管理において、適切な措置が講じられていませんでした。
水質検査結果を1年間保管しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 水質検査の結果を1年間保管してください。	・水質検査の結果を1年間保管していない。	B	
③ 貯水槽の清潔を保持するため、年1回以上清掃しているか。	水道法施行規則第4章簡易専用水道第55条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃を年1回以上実施してください。	・貯水槽の清掃を年1回以上実施していない。	A	貯水槽の清掃が未実施でした。
④ 有効容量10m ³ を超える貯水槽の清潔を保持するため、専門の業者に委託して年1回以上清掃しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃を専門の業者に委託してください。	・貯水槽の清掃を専門業者に委託していない。（10m ³ 以下はB）	A	貯水槽の清掃の実施方法について、留意すべき点がありました。

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
貯水槽を清掃した証明書は1年間保管しているか。	水道法施行規則第4章簡易専用水道第55条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃証明書を1年間保管してください。	・貯水槽の清掃証明書を1年間保管していない。	B	
病原性大腸菌等による感染症防止のため、飲用井戸及び受水槽により供給される飲用水について管理徹底を図っているか。	衛生確保通知				
⑤ <飲用井戸> 井戸水中の大腸菌群を検査すること。	衛生確保通知		・飲用井戸について、大腸菌群の検査を全く行っていない。	C	
⑥ <受水槽> 受水槽の水の残留塩素の有無について検査すること。	衛生確保通知		・受水槽の水について、残留塩素の有無を全く検査していない。	C	
(5) レジオネラ症防止対策					
① 循環式浴槽等を使用している場合、レジオネラ症の防止のため浴槽水等の衛生状態の把握とマニュアルに添った対応がなされているかを確認する。	レジオネラ症防止対策通知	○ 循環式浴槽水等のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているのでレジオネラ症防止の対応を取ってください。	・循環式浴槽水等のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているが対応していない。	A	レジオネラ症防止策を行っていませんでした。
	レジオネラ症防止マニュアル	○ レジオネラ症防止マニュアルに添った対応をしてください。	・マニュアルに添った対応を行っていない。	B	
<毎日完全排水で使用する場合>					
② 浴槽の清掃を毎日行っているか。	レジオネラ症防止対策マニュアル	○ 浴槽の清掃を毎日実施してください。	<毎日完全排水で使用する場合> ・毎日浴槽の清掃を実施していない。	B	
月に1回以上の浴槽消毒を行っているか。	レジオネラ症防止対策マニュアル	○ 月に1回以上の浴槽消毒を行ってください。	・浴槽消毒を月に1回以上行っていない。	B	
浴槽水の水質検査を1年に1回以上行っているか。	レジオネラ症防止対策マニュアル	○ 浴槽水の水質検査を年1回以上実施してください。	・浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。	B	
<連日使用する場合>					
③ 浴槽水を1週間に1回は完全換水しているか。	レジオネラ症防止対策マニュアル	○ 浴槽水は1週間に1回完全換水してください。	・1週間に1回完全換水していない。	A	浴槽を連日使用する場合の完全換水の回数が不足していました。
完全換水後、消毒清掃を行っているか。	レジオネラ症防止対策マニュアル	○ 完全換水後の消毒清掃を行ってください。	・完全換水後の消毒清掃を行っていない。	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>④ 浴槽水の水質検査を1年に2回以上行っているか。</p> <p>浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合の水質検査は、1年に4回以上実施しているか。</p> <p><共通事項></p> <p>⑤ ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。</p> <p>ろ過器は、1週間に1回以上逆洗で汚れを排出しているか。</p> <p>水質検査の記録を3年間保管しているか。</p> <p>(6) 調理員等の検便検査 V 保育所利用者関係を参照</p>	<p>レジオネラ症防止対策マニュアル</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアル</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアル</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアル</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアル</p>	<p>○ 浴槽水の水質検査を年2回以上実施してください。</p> <p>○ 浴槽水が塩素消毒以外の場合は水質検査を年4回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器は1週間に1回以上逆洗で汚れを排出してください。</p> <p>○ 水質検査の記録は3年間保管してください。</p>	<p>・水質検査を年2回以上実施していない。</p> <p>・塩素消毒以外の場合、水質検査を年4回以上実施していない。</p> <p>・消毒を週1回以上実施していない。</p> <p>・週1回以上逆洗で汚れを排出していない。</p> <p>・水質検査の記録を3年間保管していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>浴槽水の水質検査の回数が不足していました。</p>
<p>4 災害対策 (1) 防火管理 <防火対象物> 消防法施行令別表第1</p>					

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(六) 項ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）</p>					

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>項ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>① 施設の管理権原者は、資格を有するものの中から防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせているか。・・・収容人数30人以上 （H21.4.1～令別表第1（六）ロについては収容人数10人以上※）</p> <p>消防署に防火管理者の届出を行っているか。</p> <p>② 防火管理者は消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。また、消防法第17条の3の3に消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務づけられている（法定点検）。</p>	<p>消防法第8条第1項 消防施行令第3条</p> <p>消防法第8条第2項</p> <p>消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6</p>	<p>○ 防火管理者を選任し消防署へ届出してください。</p> <p>○ 防火管理者を消防署へ届出してください。</p> <p>○ 消防用設備等の点検を実施してください。</p>	<p>・防火管理者を選任していない。</p> <p>・防火管理者を選任しているが消防署へ届出していない。</p> <p>・消防用設備等の点検を全く実施していない（総合点検…年1回、機器点検…6月に1回）。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>防火管理者が未選任でした。</p> <p>消防用設備等の点検が未実施でした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>保育所のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、 防火処理を施されたものを使用しているか。</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6</p>	<p>○ 消防用設備等の点検報告を行ってください。</p>	<p>・消防用設備等の点検報告を行っていない（総合点検時の年1回）。</p>	B	
	<p>消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6</p>	<p>○ 消防用設備等の点検報告を行ってください。</p>	<p>・消防用設備等の点検報告を行っていない。</p>	B	
	<p>消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6</p>	<p>○ 消防用設備の故障について、修理等対応してください。</p>	<p>・消防設備に故障等がある。</p>	B	
	<p>消防法第8条の3 消防施行令第4条の3 消防規則第4条の3</p>	<p>○ カーテン、敷物等は防火処理を施されたものを使用してください。</p>	<p>・カーテン、敷物等は防火処理を施されたものを使用していない。</p>	B	
<p>③ 消防計画を作成し、消防署へ届け出ているか。</p>	<p>消防施行令第3条の2第1項 消防規則第3条第1項</p>	<p>○ 消防計画を作成し、消防署へ届出してください。</p>	<p>・消防計画を作成していない。</p>	A	消防計画が未作成でした。
<p>消防計画は、実情に応じて見直しを図っているか。 変更後の消防計画は、消防署へ届け出ているか。</p>	<p>消防施行令第3条の2第1項 消防規則第3条第1項</p>	<p>○ 消防計画を実態に合わせ変更してください。</p>	<p>・実態に合わせた変更を行っていない。</p>	B	
	<p>消防規則第3条第1項</p>	<p>○ 消防計画の変更を消防署へ届出してください。</p>	<p>・消防署へ届出していない。</p>	B	
<p>④ ・児童福祉施設では、児童福祉施設最低基準により月1回以上、避難訓練と消火訓練を実施しなければならない。</p>	<p>県条例第12条第2項</p>	<p>○ 避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p>	<p>・避難訓練及び消火訓練が実施されていない。</p>	A	避難訓練及び消火訓練が未実施でした。
	<p>県条例第12条第2項</p>	<p>○ 避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p>	<p>・避難訓練及び消火訓練の未実施月がある。</p>	B	
	<p>県条例第12条第2項</p>	<p>○ 避難訓練（または消火訓練）を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p>	<p>・避難訓練（または消火訓練）が実施されていない。</p>	A	避難（消火）訓練が未実施でした。
	<p>県条例第12条第2項</p>	<p>○ 避難訓練（または消火訓練）を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p>	<p>・避難訓練（または消火訓練）の未実施月がある。</p>	B	
<p>⑤ 入所施設においては、夜間の災害発生は混乱が予想されることから、夜間における訓練も実施すること（夜間想定でも可</p>	<p>防災対策強化通知 [夜間想定について] 監査通知別紙1 2(1)第2-3</p>	<p>○ 夜間（想定）の避難訓練を実施してください。</p>	<p>・夜間（想定）の避難訓練を実施していない。</p>	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑥ 避難訓練について、消防署へ通知しているか。	消防規則第3条第11項	○ 避難訓練及び消火訓練について、消防署への事前通報を行ってください。	・消防署に避難訓練の通知を行っていない（年2回以上）。	B	
訓練結果の記録を整備しているか。 （参考） ・消防計画に沿って、避難・消火・通報訓練が定期的に行われること ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。 ・夜間又は夜間を想定した訓練をそのうち1回以上	指導 指導		・実施記録を整備していない。 ・実施記録に記載漏れがある。	C C	
⑦ 消防署の立ち入り検査結果に対して適切に対応しているか。 消防署の立入検査結果による指摘事項については、施設として速やかに改善を図っているか。	消防法第4条	○ 消防署の立入検査結果に基づく改善を行ってください。	・消防署の立入検査結果に基づく改善を行っていない。	B	
⑧ 非常災害に関する具体的な計画を立てているか。	県条例第12条	○ 非常災害に関する具体的な計画を立ててください。	・非常災害の具体的な計画を立てていない。	A	非常災害に関する具体的な計画が未作成でした。
⑨ 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	県条例第12条 県条例第12条	○ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連絡体制（障害者支援施設は連絡体制、以下同じ。）を整備してください。 ○ 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。	・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。 ・非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。	A B	非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。
⑩ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2	○ 避難確保計画を作成し、避難訓練を実施してください。	・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であるが、避難確保計画を作成していない、又は避難訓練を実施していない。	A	避難確保体制が未整備でした。
近隣住民、近隣施設との協力体制は取られているか。	防火安全対策強化通知 防犯安全確保通知		・近隣住民との協力体制が取れていない。	C	
*施設の火災等においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多いので、近隣の施設、病院等との連携地域の自治会、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図る。					

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 地震防災応急計画を作成しているか。 <消防計画を作成することが必要とされていない施設> 地震防災応急計画を作成し、県知事に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p>	地震防災応急計画作成通知	○ 地震防災応急計画を作成してください。	・地震防災応急計画を作成していない。	B	
<p><消防計画を作成することが必要とされている施設> 現行の消防計画を改正し、消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めること。改正した消防計画を消防署に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。 ＊現行の消防計画との整合性に留意する。</p>	地震防災応急計画作成通知	○ 消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めてください。	・消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めていない。	B	
<p>地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を見直しているか。 社会環境の変化、施設設備強化等に応じた見直しを行い、実態と合ったものとなっているか。</p>	地震防災応急計画作成通知	○ 地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更してください。	・地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更していない。	B	
<p>防災対策として、非常用食品及び非常用物品を備蓄しているか。</p>	神奈川県地域防災計画		・非常用食品（非常用物品）を備蓄していない。	C	
<p>＊災害を未然に防止するとともに、発生した場合にその被害を最小限に食い止めるためには、次により対応することが求められる。</p>	神奈川県地域防災計画		・非常用食品の備蓄を定員の3日分としていない。	C	
<p>・定員3日間程度の非常備蓄を準備すること。 ・広域避難場所までの道路等の実施把握をすること ・非常持ち出し品としてラジオ、懐中電灯、利用者名簿等を常に準備しておくこと。</p>	神奈川県地域防災計画		・広域避難場所までの経路等を周知していない。	C	
<p>(2)安全計画の策定等</p>					
<p>① 児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	県条例第12条の3第1項	○ 安全計画を作成してください。	・安全計画を作成していない。	A	安全計画が未作成でした。
	県条例第12条の3第1項	○ 児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行ってください。	・安全計画を作成したが、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行っていない。	B	
<p>② 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p>	県条例第12条の3第2項	○ 職員に対し、安全計画について周知をしてください。	・—職員に対し、安全計画について周知していない。	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 保育所の設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(3) 業務継続計画の策定等</p> <p>① 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>県条例第12条の3第2項</p> <p>県条例第12条の3第3項</p> <p>県条例第12条の3第4項</p> <p>県条例第12条の5第1項</p> <p>県条例第12条の5第2項</p> <p>県条例第12条の5第2項</p> <p>県条例第12条の5第3項</p>	<p>○ 職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練定期的実施していない。</p> <p>○ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、説明、共有をしてください。</p> <p>○ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行ってください。</p> <p>○ 職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 業務上知り得た入所者（児童、家族等）の情報の取扱いに不適切な事例がありましたので、改善してください。</p>	<p>・職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、説明、共有をしていない。</p> <p>・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていない。</p> <p>・業務継続計画を作成していない。</p> <p>・職員に対し、業務継続計画について周知していない。</p> <p>・職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。</p> <p>・職員による入所者（利用者）又は家族の重要な秘密の漏洩がある。</p> <p>・職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・個人情報の取扱いに不適切な点（情報が第三者の目に触れる状況にある等）がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p></p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 秘密保持</p> <p>① 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者（利用者）又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者（利用者）又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>業務上知り得た情報の取扱いに不適切な点はないか。</p>	<p>児福法第18条の22 県条例第19条第1項</p> <p>児福法第18条の22 県条例第19条第1項</p> <p>県条例第19条第2項</p> <p>県条例第19条第1項</p>	<p>○ 職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 業務上知り得た入所者（児童、家族等）の情報の取扱いに不適切な事例がありましたので、改善してください。</p>	<p>・職員による入所者（利用者）又は家族の重要な秘密の漏洩がある。</p> <p>・職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・個人情報の取扱いに不適切な点（情報が第三者の目に触れる状況にある等）がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>入所者（利用者）の重要な秘密漏洩がありました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか。</p> <p>(2) 地域との連携</p> <p>① 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(3) 防犯</p> <p>① V 保育所利用者関係を参照</p> <p>(4) 反社会的勢力の排除</p> <p>① 施設はその運営について、暴力団員等から支配的な影響を受けていないか。</p> <p>(5) 保育所運営委員会</p> <p>① 保育所の設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合、運営委員会を設置し、適正に運営しているか。</p> <p>(6) 登所バス等の有償運送の取扱い</p> <p>① 送迎に係る実費徴収をしている場合は、道路運送法上の許可を受けているか。</p>	<p>県条例第19条第1項</p> <p>監査通知2(1)第21(11)</p> <p>県暴力団排除条例</p> <p>設置認可通知第13(3)①ウ 県行政指導指針第3条第2項ウ(イ)</p> <p>有償運送取扱通知 道路運送法第80条、第78条第3号 道路運送法施行規則第50条</p>	<p>○ 暴力団の活動を助長する等、暴力団員等から支配的な影響を受けていると認められるので、排除のための必要な措置を講じてください。</p> <p>○ 運営委員会に関する要綱を整備（委員を選任／委員会を開催／議事録を整備）してください。</p> <p>○ 保育所登所に係るバス等の有償運送に係る国土交通大臣の許可を受けてください。</p>	<p>・個人情報の守秘義務について、職員へ周知していない。</p> <p>・地域との連携を図っていない。</p> <p>・暴力団員等から支配的な影響を受けている。</p> <p>・要綱を整備していない。 ・適切な委員を選定していない。 ・議事録を整備していない。</p> <p>・保育所登所に係るバス等の有償運送を行っているが、国土交通大臣の許可を受けていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
II 就業規則等の整備及び運用					
1 就業規則					
① 職員10人以上の施設では就業規則を整備しているか。	労基法第89条	○ 就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。 （給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等を含む）	・就業規則が作成されていない。	A	就業規則が未作成でした。
就業規則等の作成・変更にあたっては、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴取しているか。	労基法第90条	○ 就業規則等の作成・改正にあたり、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いてください。（給与規程、育児・介護休業規程等）	・労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いていない。	B	
② 就業規則等を労働基準監督署に届け出ているか。 ・職員10人以上の施設では就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられている。	労基法第89条	○ 就業規則について、労働基準監督署へ届け出てください。 （給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等）	・届けていない。	B	
・変更届についても同様である。 ③ 就業規則について職員へ次のいずれかの方法により周知しているか。 ・常時各事務所等に掲示し、又は備え付けること。 ・書面を交付すること。 ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記憶し、かつ各事業所に記録内容を常時確認できる機器を設置すること。	労基法第106条	○ 就業規則について、職員への周知を図ってください。	・周知していない。	B	
④ 就業規則の内容は労働基準法に反していないか。 ・労働時間が法定労働時間を超えていないか。 ・勤務実態が就業規則及び勤務割振表どおりか。 ・必要な事項が明記されているか。 <参考> 絶対的・必要記載事項 ①労働時間に関する事項、②賃金に関する事項 ③退職に関する事項 ※相対的・必要事項 以下の事項は該当がある場合に記載 ①退職手当 ②臨時の賃金等、最低賃金額 ③食費、作業用品等の負担 ④安全及び衛生 ⑤職業訓練 ⑥災害補償及び業務外の傷病扶助 ⑦表彰及び制裁 ⑧その他全労働者に適用される事項	労基法第92条	○ 勤務時間について、就業規則と実態が相違しているので、改善してください。	・就業規則と実態が相違している。	B	
⑤ 年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合しているか。 ・年次有給休暇の繰越規定はあるか。	労基法第39条	○ 就業規則に定める年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していないので、改正してください。 （勤務時間、その他）	・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。	B	
	労基法第89条	○ 年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記してください。	・年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記していない。	B	
⑥ 労働基準法に定められた休暇等は規定されているか。 産前産後休暇（多胎妊娠規定）、育児時間、生理休暇等	労基法第65条、67条、68条	○ 就業規則における産前休暇について、多胎妊娠に関する規定を設けてください。	・多胎妊娠に関する規定等がない。	B	
※「生理休暇」は男女雇用機会均等法制定に伴う改正により、「生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置」と変更。	労基法第68条	○ 就業規則の生理休暇の取得日数が制限されているので、必要な期間としてください。	・就業規則の生理休暇の取得日数が制限されている。	B	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑦ 就業規則の定年の規定について、高年齢者雇用確保措置を講じているか。</p>	<p>労基法第89条 雇用安定法第9条</p>	<p>○ 育児時間が就業規則に規定されていないので、取扱いを就業規則上で明記してください。（生理休暇、夏季休暇等） ○ 就業規則の定年の定めが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に準拠していないので、改正してください。</p>	<p>・育児時間が就業規則に規定されていない。 ・高年齢者雇用確保措置を講じていない。</p>	<p>B B</p>	
<p><参考> ・定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（高年齢者雇用確保措置）のいずれかを講じなければならない。 ①当該定年の引上げ ②継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度。）の導入 ③当該定年の定め廃止</p>					
<p>⑧ 就業規則にハラスメントに関する規定を整備しているか。</p>	<p>雇用機会均等法第11条、第11条の2 セクハラ・マタハラ指針 セクハラ・マタハラ指針 雇用機会均等法第11条の3 セクハラ・マタハラ指針 セクハラ・マタハラ指針 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 パワハラ指針 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 パワハラ指針</p>	<p>○ セクハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。 ○ セクハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。 ○ マタハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。 ○ マタハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。 ○ パワハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。 ○ パワハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。</p>	<p>・セクハラに関する規定が整備されている。 ・セクハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。 ・マタハラに関する規定が整備されている。 ・マタハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。 ・パワハラに関する規定が整備されている。 ・パワハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。</p>	<p>B B B B B B</p>	
<p>⑨ 就業規則に公益通報者保護法に関する規定を整備しているか。</p>	<p>公益通報者保護法</p>		<p>・公益通報者保護に関する規程が整備されている。</p>	<p>C</p>	
<p>2 育児・介護休業規定 (1) 育児休業</p>					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p><参考></p> <p>育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。</p> <p>ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。</p> <p>育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 <p>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休）</p> <p>養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。</p> <p>ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・育児休業に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 育児休業に関する規定を整備し、労働基準監督署に届け出ているか（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）。</p>	<p>労基法第89条、第90条(1)B 基発第712号通知 育児介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第8条、第21条の3 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 育児休業に関する規定を設けてください。</p>	<p>・ 育児休業に関する規定を設けていない。</p>	B	
	<p>労基法第89条、第90条(1)B 基発第712号通知 育児介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第8条、第21条の3 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 育児休業に関する規定の内容に不備があるので改善してください。</p>	<p>・ 育児休業に関する規定の内容に不備がある。</p>	B	
	<p>労基法第89条、第90条(1)B 基発第712号通知 育児介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第8条、第21条の3 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 育児休業に関する規定を労働基準監督署に届け出てください。</p>	<p>・ 育児休業に関する規定を労働基準監督署に届け出していない。</p>	B	
<p>② 育児休業制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>労基法第89条、第90条(1)B 基発第712号通知 育児介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第8条、第21条の3 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 育児休業制度について、適切に実施していないので改善してください。</p>	<p>・ 育児休業制度について、適切に実施していない。</p>	B	
<p>(2) 介護休業</p>					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p><参考> 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員</p> <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>① 介護休業に関する規定を整備し、労働基準監督署に届け出ているか（就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合）。</p>	<p>労基法第89条、第90条 育児介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第24条 雇均発0120第1号</p> <p>労基法第89条、第90条 育児介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第24条 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 介護休業に関する規定を設けてください。</p> <p>○ 介護休業に関する規定の内容に不備があるので改善してください。</p>	<p>・介護休業に関する規定を設けていない。</p> <p>・介護休業に関する規定の内容に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 介護休業制度について、適切に実施しているか。</p> <p>(3) 労働時間の短縮等の措置</p> <p>① 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p><参考> 勤務時間の短縮等の措置 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・在宅勤務等の措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</p>	<p>労基法第89条、第90条 育児介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第24条 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 介護休業に関する規定を労働基準監督署に届け出てください。</p>	<p>・介護休業に関する規定を労働基準監督署に届け出ていない。</p>	B	
	<p>労基法第89条、第90条 育児介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条 育児介護休業施行規則第24条 雇均発0120第1号</p>	<p>○ 介護休業制度について、適切に実施していないので改善してください。</p>	<p>・介護休業制度について、適切に実施していない。</p>	B	
	<p>育児介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p>	<p>○ 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていないので、改善してください。</p>	<p>・勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていない。</p>	B	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始の日から連続する3年以上の期間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>② 所定外労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p><参考> 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>③ 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p><参考> 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間）</p> <p>④ 深夜労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p><参考> 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 子の看護休暇</p>	<p>育児介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p> <p>育児介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p> <p>育児介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p>	<p>○ 所定外労働の制限について適切に実施していないので、改善してください。</p> <p>○ 時間外労働の制限について適切に実施していないので、改善してください。</p> <p>○ 深夜労働の制限について適切に実施していないので、改善してください。</p>	<p>・所定外労働の制限について適切に実施していない。</p> <p>・時間外労働の制限について適切に実施していない。</p> <p>・深夜労働の制限について適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。 <参考> 小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。 子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>(5) 介護休暇 介護休暇制度について、適切に実施しているか。 <参考> 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日）、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>(6) 労働者の配置に関する配慮 労働者の配置について、配慮しているか。 <参考> 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。</p>	<p>育児介護休業法第16条の2～第16条の4</p> <p>育児介護休業法第16条の5～第16条の7</p> <p>育児介護休業法第26条</p>	<p>○ 子の看護等休暇制度について、適切に実施していないので、改善してください。</p> <p>○ 介護休暇制度について、適切に実施していないので、改善してください。</p> <p>○ 労働者の配置について、配慮していないので、改善してください。</p>	<p>・子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。</p> <p>・介護休暇制度について、適切に実施していない。</p> <p>・労働者の配置について、配慮していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>3 短時間・有期雇用労働者就業規則</p> <p>① 非常勤職員を雇用している場合は非常勤職員就業規則を整備しなければならない。</p> <p>② 事業主は短時間労働者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守しなければならない。</p> <p>③</p> <p>④ 所定労働日数が少ないパートタイム労働者等にも年次有給休暇を付与しなければならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第7条</p> <p>労基法第39条</p> <p>最賃法第4条 最賃法第7条</p> <p>労基法第39条、89条</p>	<p>○ 非常勤職員の就業規則を整備してください。</p> <p>○ 非常勤職員について、○○○を○○してください。（例：年次有給休暇を付与してください。）</p> <p>○ 非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があったので改善してください。</p> <p>○ 非常勤職員の就業規則に年次有給休暇の規定を設けてください。</p>	<p>・整備していない。</p> <p>・年次有給休暇の付与がない。</p> <p>・非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があった。</p> <p>・年次有給休暇の付与の規定がない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました。（最賃法違反、長時間勤務時間も含む）</p> <p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました。（最賃法違反、長時間勤務時間も含む）</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	労基法第39条	○ 非常勤職員の就業規則について、年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していないので、改正してください。	・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。	B	
4 給与規程及び職員給与					
(1) 給与規程					
① 給与規程を整備しているか。 （給与規程は就業規則の一部）	労基法第15条、89条	○ 給与規程を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。	・給与規程が整備されていない。 （就業規則に給与に関する定めがない場合）	A	給与規程が未作成でした。
・給与規程の必須項目： 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項	労基法第89条	○ 給与規程に〇〇に関する事項を規定してください。	・給与規程の必須項目がない。	B	
給与規程を労働基準監督署へ届け出ているか。	労基法第89条	○ 給与規程について、労働基準監督署へ届け出てください。	・届けていない。	B	
② 施設長等施設の幹部職員の給与が当該施設の給与水準と比較して極めて高額となっていないか。	雇児発第488号通知5(3)オ		・幹部職員の給与が給与規程に基づいていない。	C	
	雇児発第488号通知5(3)オ		・幹部職員の給与の支給基準となる明確な根拠がない。	C	
③ 給与・手当等の額が職員間の均衡を失っていないか。 （職員間に不均衡はないか。）	同一労働同一賃金ガイドライン		・給与の支給に均衡を欠く事例がある。	C	
④ 給料表の昇給額等及び昇給方法に問題はないか。	労基法第15条、89条	○ 職員の昇給・昇格について、公平を欠く事例が見受けられたので、改善してください。	・昇給・昇格に公平を欠く事例がある。	A	職員の昇給・昇格について、均衡を欠く事例がありました。
昇給及び昇格は給与規程の規定どおりに行われているか。	労基法第15条、89条	○ 給与規程にない昇給・昇格が行われている職員がいたので、改善してください。	・昇給・昇格について給与規程と実態が相違している。	B	
	労基法第15条、89条		・昇給時に賃金額の明示がない。	C	
⑤ 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、基準に従って支給されているか。	労基法第15条、89条	○ 職員給与の支給に当たり、給与規程と実態が相違している事例が見受けられたので、改善してください。	・給与規程に定める給与が支給されていない事例がある。	A	給与規程に定める給与の支給が不十分な事例がありました。
	労基法第15条、89条	○ 職員給与の支給に当たり、給与規程と実態が相違している事例が見受けられたので、改善してください。	・給与規程と実態が相違している事例がある。	B	
⑥ 給与規程に本俸・手当等の端数処理規定があり、規定に基づき正しく計算されているか。	労基法第15条、89条	○ 給与（手当）の支給に当たり、端数処理の方法が実態と規定とで相違しているため、改善してください。	・端数処理について不正確な事例がある。	B	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑦ 給料表を定め、給料表に基づき支給しているか。	労基法第15条、89条	○ 給料表にない基本給が支払われていた職員がいたので、給料表に基づいた基本給に是正してください。	・ 給料表にない基本給が支払われている。	B	
	労基法第15条、89条	○ 給与の支給に誤りがあるので、給与規程に基づき是正してください。	・ 給与の支給に誤りがある。	B	
	労基法第15条、89条	○ 給料表を誤って適用している職員がいるので、規定に基づき適正な給料表を適用してください。	・ 給料表の適用に誤りがある。	B	
(2) 初任給格付け					
① 初任給格付け基準は明確に定められているか。	労基法第15条、89条		・ 初任給の格付け基準を給与規程等に明確に規定していない。	C	
② 初任給は給与規程どおり格付けされているか。	労基法第15条、89条		・ 初任給の格付け基準とおりに初任給が定められていない。	C	
③ 前歴加算の規定を定め、規定に基づき前歴加算を行っているか。 本俸の格付けは賃金に関する事項であり、労働基準法第15条に基づき明確にする必要がある。 ・ 初任給格付けが明確であること。 ・ 初任給格付けの際の資格証明、前歴証明により確認を行うこと。	労基法第15条、89条		・ 前歴換算の規定がない。	C	
他の社会福祉施設経験者の前歴を証する資料が整備されているか。	労基法第15条、89条	○ 初任給格付けに当たり、前歴を証する資料を徴し、保管してください。	・ 前歴を証する資料を整備していない。	B	
(3) 諸手当					
① 時間外・休日労働には割増賃金を支払わなければならない。	労基法第37条第1項	○ 労働基準法の規定に従って、給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設け、割増賃金を支給してください。	・ 休日（時間外）労働の割増賃金が支給されていない。	A	割増賃金が未支給の事例がありました。
	労基法第37条第1項	○ 給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設けてください。	・ 割増賃金の規定がない（実態は支給されている。）。	B	
② 深夜（午後10時から午前5時）に労働をさせる場合には割増賃金を支払わなければならない。	労基法第37条第4項	○ 午後10時以降に勤務する夜勤者に対して割増賃金が支払われていないので、給与規程に規定を設け、支給してください。	・ 深夜勤務の割増賃金が支給されていない。	A	割増賃金が未支給の事例がありました。
③ 夜勤手当及び時間外手当の算出が適正なものになっているか。	労基法第37条第4項	○ 給与規程における深夜勤務の割増率が労働基準法の規定を下回るので、改正してください。	・ 深夜勤務の割増率が労働基準法の規定を下回っている。 ※実態としては問題がない場合 → B	A	深夜勤務の割増率が不十分でした。
④ 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額か確認しているか。	労基法第41条第3号 労基法施行規則第23条		・ 宿日直手当の額の確認をしていない。	C	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例	
<p>・1回の宿日直手当は宿日直勤務に就くことが予定されている同種の労働者の一人一日当たり平均の賃金額の3分の1以上であること。</p> <p>⑤ 諸手当の支給基準が明確であり、基準に従って適正に支給されているか。</p>	S63. 3. 14基発第150号	○ 宿日直手当の額が許可条件以上の額となっていないので、改善してください。	・宿日直手当の額が許可条件を下回っている。	A	<p>宿日直手当の額の支給が不十分な事例がありました。</p>	
	労基法第15条、89条	○ 給与規程と異なる手当を支給しているので、改善してください。	・給与規程と異なる手当の支給がある。	B		
	労基法第15条、89条	○ ××手当の支給金額の根拠がないので、給与規程等に規定してください。 （主任手当、業務手当等）	・給与規程にない手当の支給がある。	B		
	労基法第15条、89条	○ 給与規程で〇〇手当について規定しているが、規定と実態が相違しているので、改善してください。	・手当の支給について、給与規程と実態が相違している。	B		
	労基法第15条、89条	○ 給与規程に定める〇〇手当の具体的な支給基準が明確でないので、明確に規定してください。 （主任手当、業務手当等）	・手当の支給基準が明確でないものがある。	B		
	労基法第15条、89条	○ 給与規程の改正により〇〇手当の額が変更になったが、支給額の変更が行われていない者がいたので、改善してください。	・給与規程による手当額改正が反映されていない。	B		
	労基法第15条、89条	○ 給与規程に定める〇〇手当について、手当の額が不足していた職員がいたので、支給してください。	・手当の支給について給与規程に定める手当の額を満たしていない。 ※単純なミスの場合→B	A		
	労基法第15条、89条	○ 通勤手当を誤って支給している職員がいたので、是正してください。	・通勤手当の誤支給がある。	B		
	<p>諸手当の支給に当たって、支給の根拠となる資料を保管しているか。</p>	労基法第15条、89条	○ 通勤手当の支給については、職員から書面による申告を受け、経路や金額を確認のうえ、支給してください。	・通勤手当の支給の根拠となる申告等を徴していない。		B
		労基法第15条、89条	○ 住宅手当の支給根拠となる住宅の賃貸借契約書等が徴されていないので、徴してください。	・住宅手当の支給の根拠となる契約書等を徴していない。		B
労基法第15条、89条			・住宅手当の支給の根拠となる契約書等に期限切れがある。	C		
	労基法第15条、89条		・通勤手当の申請に対して施設長等の決裁権者が認定したことがわからない。	C		
(4) 社会保険・源泉徴収事務						

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例																		
① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険への加入は適正に行われているか。	健保法第3条 健保法施行規則第24条 厚生年金保険法第6条第1項 厚生年金保険法施行規則第15条 雇用保険法第5条 雇用保険法施行規則第6条 労災保険法第3条第1項	○ 社会保険（健康保険・厚生年金保健・雇用保険）へ適正に加入してください。	・ 社会保険に加入していない。	B																			
② 社会保険料は適正に納付しているか。	健保法第164条 厚生年金保険法83条	○ 社会保険料の納付が遅延していたので、定められた納付期限までに納付してください。	・ 社会保険料を納付していない。	B																			
③ 源泉徴収の手続きは適正に行われているか。 ・ 給与の支払をする者は、その支払いの都度、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までにこれを国に納付する。	所得税法第183条	○ 源泉徴収事務を適切に行ってください。	・ 適切に事務処理がされていない。	B																			
源泉徴収をする際の課税対象額は正しく把握されているか。 ・ 誤っている場合には税務署に相談するよう指導する。	所得税法第183条	○ 源泉徴収額の納付が遅延していたので、徴収月の翌月10日までに納付してください。	・ 源泉徴収額の納付が遅延している。	B																			
源泉徴収をする際の課税対象額は正しく把握されているか。 ・ 誤っている場合には税務署に相談するよう指導する。	所得税法第9条	○ 通勤手当（宿日直手当）に関する課税対象額の把握を正確に行ってください。	・ 課税対象額の把握が不適切である。	B																			
<p>【通勤手当の非課税限度額】（所得税法施行令第20条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関等：15万円 ・ 交通用具（自転車、自動車等） <p><参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離（片道）</th> <th>非課税限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2Km未満</td> <td>全額課税</td> </tr> <tr> <td>2Km以上10Km未満</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>10Km以上15Km未満</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>15Km以上25Km未満</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>25Km以上35km未満</td> <td>19,700円</td> </tr> <tr> <td>35km以上45km未満</td> <td>25,900円</td> </tr> <tr> <td>45km以上55km未満</td> <td>32,300円</td> </tr> <tr> <td>55km以上</td> <td>38,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運賃相当額が非課税限度額を超える場合には、その運賃相当額が非課税額（最高限度150,000円）となる。 運賃相当額とは、交通機関を利用した場合に負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額に相当する額をいう。</p>	通勤距離（片道）	非課税限度額	2Km未満	全額課税	2Km以上10Km未満	4,200円	10Km以上15Km未満	7,300円	15Km以上25Km未満	13,500円	25Km以上35km未満	19,700円	35km以上45km未満	25,900円	45km以上55km未満	32,300円	55km以上	38,700円					
通勤距離（片道）	非課税限度額																						
2Km未満	全額課税																						
2Km以上10Km未満	4,200円																						
10Km以上15Km未満	7,300円																						
15Km以上25Km未満	13,500円																						
25Km以上35km未満	19,700円																						
35km以上45km未満	25,900円																						
45km以上55km未満	32,300円																						
55km以上	38,700円																						
<p>【宿日直手当の非課税限度額】（所得税基本通達28-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回 4,000円 																							
④ 給与支払報告書の提出を行っているか。	地方税法第317条の6第1項	○ 給与支払報告書を市町村に提出してください。	・ 給与支払報告書を提出していない。	B																			

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>・給与の支払いを受けている者について、前年中の給与所得等必要事項を記載した給与支払報告書を 1月1日現在その者が居住している市町村に提出する。</p> <p>⑤ 賃金台帳を適正に作成しているか。 ・使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入すること。</p>	<p>地方税法第317条の6第1項</p> <p>労基法第108条</p>	<p>○ 労働基準法に基づき、賃金台帳を整備してください。</p>	<p>・一部について給与支払報告書を提出していない。</p> <p>・賃金台帳を作成していない。 ※一部の職員分が未作成の場合はB</p>	<p>C</p> <p>A</p>	<p>賃金台帳が未整備でした。</p>

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
III 職員処遇					
1 労働基準法に基づく協定等					
<p>① 宿直又は日直業務に従事させる場合、労働基準監督署長の許可を受けて実施しているか。</p> <p>・職員に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により、労働基準監督署の許可を得ていれば労働基準法第32条の規定にかかわらず、宿直又は日直の業務に従事させることができる。</p> <p>・許可を受けていない場合は、超過勤務手当の支給が必要になる。</p> <p>宿日直の回数は適正か。</p> <p><参考> 社会福祉施設における宿日直の留意事項は次の通知のとおり(抜粋)</p> <p>①昭和63年3月14日基発第150号（労働省通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべての者に宿直又は日直をさせてもなお不足であり、勤務の労働密度が薄い場合には、宿日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可しても差し支えない。 <p>②昭和49年7月26日基発第387号 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げるすべてを満たす場合に、宿直許可を与えるよう取り扱うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには、少人数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取り替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれない。 夜間に十分睡眠がとりうること。 上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。 <p>③昭和49年7月26日基監発第27号</p> <ul style="list-style-type: none"> 「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうことであること。 <p>④昭和49年7月26日基発第387号、昭和49年7月26日基収発第1077号</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定期間内における宿日直勤務回数が頻繁にわたるものについては許可しない。 回数が頻繁にわたるものとは、原則として宿直については週1回を日直については、月1回を超えるものをいう。 <p>⑤昭和30年8月1日基発第485号</p> <ul style="list-style-type: none"> 一回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）又は1回の日直手当の最低手当は、当該事業場において、宿直又は日直につくことが予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1の額を下回らないこと。ただし、また、同一企業に属する数個の事業場につき一律の基準により宿日直手当の額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額によることことができる。 	<p>労基法第41条第3号 労基法施行規則第23条、第34条</p> <p>労基法第41条第3号 労基法施行規則第23条、第34条</p>	<p>○ 宿（日）直勤務について、労働基準監督署の許可を得て従事させてください。</p> <p>○ 宿（日）直の許可について、許可の内容と就労実態が相違しているため、就労実態に沿って労働基準監督署に申請し、許可を得てください。</p>	<p>・宿（日）直勤務について許可を得ていない。</p> <p>・宿（日）直勤務について、許可と就労実態が相違している。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>宿日直について、必要な許可がありませんでした。</p>
<p>② 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか（労働基準法第36条に基づいて時間外労働及び休日労働に関する協定を行うので、36協定ともいう。）。</p>	<p>労基法第36条</p>	<p>○ 労働基準法第36条に基づいて、時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届けを提出してください。</p>	<p>・36条協定を締結せずに、時間外労働をさせている。</p>	<p>A</p>	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定が未締結でした。</p>

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。</p> <p>（時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。）</p> <p>③ 賃金から法定外の経費を控除している場合は、賃金控除協定を締結しているか。 ・賃金から給食費や親睦会費等法令に定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様に労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結する必要がある。 協定内容と現状に差異はないか。</p> <p>④ 給料支給について職員の口座振込み同意書を整備しているか。 ・通貨による支払いが原則であるが、労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。</p> <p><参考> 給与振込み依頼書等本人の同意と振込み先口座を明確に（文書化）しておく必要がある。 [記載内容] ・口座振込みを希望する賃金の範囲及びその金額</p> <p>口座振込みに関する協定を締結しているか。</p> <p>⑤ 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っているか。</p>	<p>労基法第36条</p> <p>労基法第36条</p> <p>労基法第24条</p> <p>労基法第24条</p> <p>労基法施行規則第7条の2</p> <p>労基法施行規則第7条の2</p> <p>指導(H10.9.10基発第530号)</p> <p>労基法第32条の2、第32条の4</p>	<p>○ 労働基準法第36条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたのので、改善してください。</p> <p>○ 労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間が過ぎているので、必要な手続きを行ってください。</p> <p>○ 労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する協定を締結してください。</p> <p>○ 労働基準法第24条に基づく賃金控除協定に不足項目があるので、再度締結してください。</p> <p>○ 給与を金融機関の口座へ振り込むに当たり、職員から同意書を徴してください。</p>	<p>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p> <p>・協定を締結していない。</p> <p>・締結している内容と実態に相違がある。</p> <p>・同意書を徴していない。</p> <p>・一部の職員から同意書を徴していない。</p> <p>・協定を締結していない。</p> <p>1か月単位の場合 ・労使協定又は就業規則等の定めがない。 ・協定の場合、労基署に届け出ていない。 1年単位の場合 ・労使協定の定めがない。 ・協定を労基署に届け出ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
<p>2 職員の人事管理</p> <p>① 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 ・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して次の賃金その他の労働条件を書面で明示しなければならない。</p>	<p>労基法第15条 労基法施行規則第5条</p>	<p>○ 職員の採用時には雇用書等を交付し、勤務場所及び職務内容等の労働条件を書面で明示してください。</p>	<p>・職員の採用時に雇用書等を交付していない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（施設編 Ⅲ 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>①労働契約の期間 ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③労働時間等</p> <p>④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑤退職に関する事項 ただし、就業規則を示し、交付することも可</p> <p>・明示しなければならない事項（書面でなくとも可） 昇給に関すること</p>	<p>労基法第15条 労基法施行規則第5条</p> <p>労基法第15条 労基法施行規則第5条</p> <p>労基法第15条 労基法施行規則第5条</p>	<p>○ 職員の試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違しているため、就業規則に沿って雇用契約を締結してください。</p> <p>○ 雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいたため、改善してください。</p> <p>○ 就業規則に定める定年年齢を超える雇用者がいるが、就業規則に定める手続きをとっていないため、就業規則に沿って手続きをとってください。</p>	<p>・試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違している。</p> <p>・雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいる。</p> <p>・定年の取扱に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>② 非常勤職員に雇用契約書等を交付し、勤務条件を明確にしているか。</p> <p>《文書明示の義務付け》 ・労働基準法第15条に定める労働条件の他、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可能：返信してもらうなど労働者の受信を確認することが望まれる） ・賃金に関する事項以外の労働条件についても、これを明らかにした文書を交付するよう努める。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第6条</p> <p>パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条</p>	<p>○ 非常勤職員の雇用に当たり、労働時間、賃金等の労働条件を明示した雇用契約書等を交付してください。</p> <p>○ 非常勤職員の雇用契約書等に（勤務時間等の）労働条件を明示してください。</p>	<p>・労働条件を明示した雇用契約書等を交付していない。</p> <p>・雇用契約書等に労働条件を明示していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	
<p>③ パートタイム労働者から求められた場合、待遇の決定に当たって考慮した事項について説明しているか。 ・説明義務が課せられる事項 労働条件の文書交付、就業規則の作成手続、待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置 なお、パートタイム労働者が納得するまで説明することまで求めている。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項</p>	<p>○ パートタイム労働者から求められた場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。</p>	<p>・パートタイム労働者から求められた場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明していない。</p>	<p>B</p>	
<p>④ パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施しなければならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第11条</p>	<p>○ （パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合）その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施してください。</p>	<p>・（パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合）その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施しているか。</p>	<p>B</p>	

指導基準（施設編 Ⅲ 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑤ 給食施設、休憩室、更衣室について通常の労働者が利用している場合にすべてのパートタイム労働者に使用の機会を与えるよう配慮しなければならない。	パートタイム・有期雇用労働法第12条	○ すべてのパートタイム労働者に給食施設、休憩室、更衣室の使用の機会を与えるよう配慮してください。	・すべてのパートタイム労働者に給食施設、休憩室、更衣室の使用の機会を与えるよう配慮してください。	B	
⑥ 通常の労働者と職務内容が同一で、人材活用の仕組み、運用等が、雇用関係が終了するまでの全期間において、通常の労働者と同一であるパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしてはならない。	パートタイム・有期雇用労働法第9条	○ 通常の労働者と職務内容が同じパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしないでください。	・通常の労働者と職務内容が同じパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしていないか。	A	パートタイム労働者の待遇について、改善が必要な点がありました。
⑦ パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じなければならない。 ①通常の労働者を募集する場合に、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。 ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。 ③パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。 ④その他通常の労働者への転換を推進するための措置。	パートタイム・有期雇用労働法第13条	○ パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じてください。	・パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じているか。	B	
⑧ 関連帳簿を整備しているか。 ・職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。	労基法第107条	○ 労働基準法に基づき、労働者名簿を整備してください。	・労働者名簿を整備していない。	B	
・労働者名簿（必要事項：氏名、生年月日、履歴、その他法令に定める事項） ・履歴書 ・資格証明書（資格職員の全職員分）	労基法第107条		・労働者名簿が作成されていない職員がいる。	C	
サービスに関する帳簿 ・出勤簿（タイムカード） ・出張命令簿 ・時間外勤務命令簿	労基法第107条	○ 非常勤職員の労働者名簿が整備されていないので、労働基準法に基づき労働者名簿を作成してください。	・非常勤職員の労働者名簿が整備されていない。	B	
・休暇簿 等	労基法第108条	○ 時間外勤務命令簿等を作成してください。	・時間外勤務命令簿等が作成されていない。	B	
⑨ 職員の採用、退職等について、稟議書等で法人の意思決定を明確にしているか。	指導		・職員の採用、昇給等について、稟議書等を作成し、理事長の承認を得ていない。	C	

指導基準（施設編 Ⅲ 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑩ 初任給の格付け及び昇給昇格は法人の承認を得ているか（稟議書等で確認する。）。	指導		・職員採用の初任給格付けについて、理事長の承認を得ていない。	C	
	指導		・職員採用の初任給格付けの前歴加算の内容が記録されていない。	C	
昇給及び昇格の記録を整備しているか。	指導		・職員の昇給・昇格についての記録が整備されていない。	C	
⑪ 勤務体制が労働基準法上、適正であるか。 ・施設における職員の勤務体制は、労働基準法を遵守したうえで、利用者の生活上の日課に即した者とする必要がある。	労基法第32条、35条	○ 勤務体制が労働基準法上、適正でないので、改善してください。	・勤務時間等が労働基準法等に沿っていない。	A	勤務体制について改善が必要な点がありました。
勤務割振表を作成しているか。	労基法第32条、35条	○ 勤務割振表を作成してください。	・勤務割振表を作成していない。	B	
管理宿直と日中の勤務者が引継ぎを行える勤務体制になっているか。	防火安全対策強化通知5	○ 管理宿直と日中管理者の引継ぎが行えるよう、それぞれの勤務時間の見直しを行ってください。	・管理宿直と日中の勤務者が引継ぎが不十分である。	B	
⑫ 職員（保育士・保育教諭等）を雇用する際は、特定免許状失効者等および特定登録取消者に該当しないか確認していますか。	児福法第18条の36	○ 特定免許状失効者等および特定登録取消者に該当しないか確認してください。	・特定免許状失効者等および特定登録取消者に該当しないか確認していない。	B	
3 職員の安全管理体制					
(1) 衛生管理者等					
① 労働者が常時50人以上の施設は、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。	安衛法第12条(衛生管理者の選任) 安衛法第13条(産業医の選任)	○ 衛生管理者（産業医）を選任し、労働基準監督署へ届け出てください。	・衛生管理者（産業医）を選任していない。	B	
・衛生管理者及び産業医は、所轄の労働基準監督署に選任報告をしなければならない。 <参考>衛生管理者の資格を有する者) ・衛生管理者には第1種、第2種があり、社会福祉施設の場合は労働安全衛生規則第7条で定める有害業務との関連に該当しないので、一般的には第2種の免許でよいとされている。 しかし、医療業が第1種免許を必要とする業種になっているので、社会福祉事業でも医療の業務の比重が高い場合は、所管の労働基準監督署に確認する様指導する。	安衛規則第7条、第13条	○ 衛生管理者（産業医）の選任について、労働基準監督署へ届け出てください。	・衛生管理者（産業医）の選任を届け出していない。	B	

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(衛生管理者の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の健康障害を防止する措置に関することについての技術的事項の管理 ・労働者の衛生の教育に関することについての技術的事項の管理 <p>(産業医の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医の業務は労働安全衛生規則に規定されている。主なものは、健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持、作業及び作業環境の維持管理、労働者の健康管理等 ・専属である必要はなく、嘱託でよい。 <p>② 衛生委員会を設置しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が常時50人以上の施設は、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べること（月1回以上）。 <p>③ 衛生推進者を選任しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が常時10人以上50人未満の施設は、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせる。 <p>(衛生推進者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康診断、職員の衛生管理、その他衛生の実務に従事した経験が、大卒者又は高専卒者で1年以上、高卒者又は中卒者で3年以上、その他で5年以上あり、かつその業務を担当するのに必要な能力を有する者 <p>(衛生推進者の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 ・施設・設備等の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ・作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 <p>④ 労働者が常時50人以上の施設は、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を1年以内ごとに1回、定期に行い、その結果に基づく医師による面接指導を行い、検査結果等報告書を労働基準監督署に提出しているか。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における労働者の心理的な負担の原因に関する項目 ・労働者の心理的負担による心身の自覚症状に関する項目 ・職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目 	<p>安衛法第18条 (衛生委員会の設置)</p> <p>安衛法第12条の2 (衛生推進者の選任)</p> <p>安衛規則第12条の4</p> <p>安衛法第66条の10 安衛規則第52条の9</p>	<p>○ 衛生委員会を設置してください。</p> <p>○ 衛生推進者を選任してください。</p> <p>○ 衛生推進者を事務分担表などの書面に明示してください。</p> <p>○ 心理的な負担の程度を把握するための検査を、1年以内ごとに1回、定期に行ってください。 (必要な場合、医師による面接指導を行ってください)</p>	<p>・衛生委員会を設置していない。</p> <p>・衛生推進者を選任していない。</p> <p>・衛生推進者の明示がない。</p> <p>・「心理的な負担の程度を把握するための検査」（ストレスチェック）を実施していない。 ・検査の結果、必要な者が希望した場合に面接指導を実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>（検査対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない契約により使用される者（契約期間が1年以上（予定の場合、引き続き使用されている者を含む）の者）、かつ週労働時間数が通常の労働者の1週間の所定労働時間数の3/4以上の者 ・労働者が常時50人未満の施設においては、ストレスチェックを行うよう努めているか。 <p>（2）健康診断</p> <p>① 雇入れ時の健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。 ・ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい。 ・常時使用するパートタイマー（非常勤職員）についても、労働契約に期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が当該事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上の者は、対象となる。 <p>（雇入れ時健康診断の健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力検査） ・胸部エックス線検査 ・血圧の測定 ・貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査） ・肝機能検査（GOT（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ）、GPT（血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ）及びγ-GTP（ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ）） ・血中脂質検査（低比重リポ蛋白（LDL）コレステロール、高比重リポ蛋白（HDL）コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査） ・血糖検査 ・尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の調査） ・心電図検査 	<p>安衛法第66条の10 安衛規則第52条の21</p> <p>指導</p> <p>安衛法第66条 安衛規則第43条</p> <p>安衛規則第43条</p>	<p>○ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を労働基準監督署長に提出してください。</p> <p>○ 職員の採用時に健康診断書が提出されていない者については、施設において採用時の健康診断を実施してください。</p>	<p>・検査結果等報告書を年に1回定期的に労働基準監督署に提出していない。</p> <p>・実施に努めていない。</p> <p>・雇入れ時の健康診断を実施していない。</p> <p>・健康診断の検査項目が不足している。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>	
<p>② 定期健康診断を適正に実施しているか。</p> <p>（健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 	<p>安衛法第66条 安衛規則第44条</p> <p>安衛法第66条 安衛規則第44条</p>	<p>○ 職員の定期健康診断を実施してください。</p> <p>○ 職員の定期健康診断の未受診者がいるので、実施してください。</p>	<p>・職員の定期健康診断を実施していない。（全く実施していない場合）</p> <p>・職員の定期健康診断の未受診者がいる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>職員の定期健康診断が未実施でした。</p>

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(20歳以上の者の身長検査は医師の判断で省略できる。腹囲は、40歳未満（35歳を除く）の者、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である者、又はBMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断で省略できる。聴力検査は雇入れ時健康診断を参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線検査及び喀痰検査 <p>(40歳未満（①20歳、25歳、30歳、35歳の者、②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者、③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者を除く）の者について、医師の判断により胸部エックス線検査を省略することができる。)</p> <p>(胸部エックス線検査を省略された者、同検査によって病変の発見されない者又は同検査により結核発病のおそれがないと診断された者の喀痰検査は、医師の判断で省略できる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 血圧の測定 尿検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査 <p>(尿検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査は、雇入れ時健康診断を参照)</p>	<p>安衛規則第44条</p> <p>指導</p>		<ul style="list-style-type: none"> 職員の定期健康診断の検査項目が不足している。 就業規則に定める健康診断について、規定と実態が相違している。 	<p>C</p> <p>C</p>	
<p>③ 深夜業務従事者は6ヶ月ごとの健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目のうち胸部エックス線検査は年1回でよいこと。 医師の判断で省略できる基準も年1回に準じる。 <p>健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断は実施すればよいのではなく、結果を十分に検討し、職場の衛生管理に反映させること。 具体的には医師の所見があった者へのアドバイスを行う。 	<p>安衛法第66条 安衛規則第45条</p>	<p>○ 夜勤を行う職員の健康診断は、年2回実施してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤を行う職員の健康診断を実施していない。 	<p>B</p>	
<p>④ 健康診断の記録を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。 	<p>安衛法第66条の3 安衛規則第51条</p> <p>安衛法第66条の3 安衛規則第51条</p>	<p>○ 職員の健康診断の記録が保存されていないので、整備してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の記録を整備していない。 健康診断の記録を整備していない職員がいる。 	<p>B</p> <p>C</p>	

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑤ 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか。</p> <p>⑥ 労働者が常時50人以上又は常時女性30人以上の施設においては、労働者が床することができる休養室又は休養所を確保しているか。</p> <p>⑦ 腰痛検診等の腰痛予防対策を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業管理 ・作業環境管理 ・健康管理 ・労働衛生教育 等 </p> <p>(3) 車両の安全管理</p> <p>① 公用車の使用の本拠毎に乗車定員11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台以上保有の場合、運転日報の作成、安全運転管理者が選任されているか。</p>	<p>安衛法第100条 安衛規則第52条</p> <p>安衛規則第613条 安衛規則第618条</p> <p>腰痛予防対策通知</p> <p>道交法第74条の3 道交法施行規則第9条の8, 9条の9</p> <p>道交法施行規則第9条の10</p> <p>道交法施行規則第9条の10</p>	<p>○ 職員の定期健康診断の結果を労働基準監督署に報告してください。</p> <p>○ 職員の休養室又は休養所を確保してください。</p> <p>○ 安全運転管理者を選任し、所轄の公安委員会に届け出てください。</p> <p>○ 保有車両毎に運転日報を作成してください。</p>	<p>・定期健康診断の結果を報告していない。</p> <p>・休養室又は休養所を確保していない。</p> <p>・腰痛検診等の腰痛予防対策を講じていない。</p> <p>・安全運転管理者を選任していない。</p> <p>・運行記録が作成されていない。</p> <p>・運行記録が一部作成されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	
<p>4 その他</p> <p>① 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職共済制度へ加入しているか。（介護保険事業施設を除く）。</p> <p>＜参考＞ 主な手続き ①掛金納付対象職員届の提出（4月末まで） ②掛金の納付（5月末まで） ③被共済職員加入届（職員採用の都度） ④被共済職員退職届、退職手当請求書（退職の都度） ⑤共済契約者間継続職員異動届（法人間異動の届け）</p> <p>② 公益財団法人神奈川県福利協会が行っている従事者共済事業に加入しているか。 （神奈川県下（横浜市所管を除く）の民間社会福祉事業施設及び団体で働く職員の福利厚生を図っている。）</p> <p>・独立行政法人福祉医療機構の制度と違う点は、包括加入ではなく、本人の意思により加入するという前提であること、掛け金の負担が事業主と従事者の折半となっていること、財政方式は積立方式になっていること等である。 ・給付される退職共済金を税法上の退職金として認められるためには、施設での会計処理を的確に行っておく必要がある。</p>	<p>退職手当共済法</p> <p>指導</p>		<p>・退職共済制度へ加入していない。（介護保険事業施設を除く）</p> <p>・従業者共済事業に加入していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>	

指導基準（施設編 III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
③ 旅費に関する規定を整備しているか（実費以外を支給している場合）。	労基法89条	○ 旅費規程を整備してください。	・旅費規程を整備していない。	B	
④ 職員に対する福利厚生制度を設けている場合、規定を定めているか。 職員宿舎を職員に提供している場合、規定を定めているか。 職員に慶弔費を支給する場合、基準を定めているか。	労基法89条	○ 旅費規程と異なる旅費を支給しているので、改善してください。	・旅費規程と実態が相違している。 ※軽微なものはC	B	
④ 職員に対する福利厚生制度を設けている場合、規定を定めているか。	労基法89条	○ 職員の福利厚生制度について、規定を整備してください。	・職員の福利厚生制度について規定を定めていない。	B	
職員宿舎を職員に提供している場合、規定を定めているか。	指導		・職員宿舎の利用に関する規定を定めていない。	C	
職員に慶弔費を支給する場合、基準を定めているか。	指導		・職員に慶弔費に関する規定を定めていない。	C	
⑤ 特定個人情報等の安全管理措置を講じているか。	マイナンバー法第12条、個人情報保護法第20条、第21条		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関係事務実施者である事業者が、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じていない。 ・従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たって、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務の範囲の明確化 ・特定個人情報等の範囲の明確化 ・事務取扱担当者の明確化 ・特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定 ・取扱規定等の策定 ・組織的安全管理措置 ・人的安全管理措置 ・物理的安全管理措置 ・技術的安全管理措置 	C	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
IV 児童養護施設利用者関係					
1 最低基準の目的					
(1) 児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。	県条例第2条	○ 入所児童が心身ともに健やかで、社会に適応できるよう育成することに観点をおいた支援となるよう留意してください。	・児童が心身ともに健やかで、社会に適応できるよう育成することに観点を置いた支援となっていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
① 個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	監査通知別紙1-2(1)第1	○ 入所児童等の意向、希望等を尊重するとともに、入所児童等の生活を不当に制限することのないよう、十分に配慮してください。	・児童の支援面において十分な配慮がなされていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。 ・生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行う。 ・生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定する。	児童養護施設運営指針第Ⅱ部4(2)② 乳児院運営指針第Ⅱ部4(2)②	○ 日課作成にあたり、児童の個別の状況に応じた柔軟な対応等を行ってください。	・児童の日課作成について、個別の状況把握等が十分に行われていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
③ 児童のプライバシーの保護に配慮されているか。 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。 ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。	児童養護施設運営指針第Ⅱ部4(1)④ 乳児院運営指針第Ⅱ部4(1)④	○ プライバシーの保護に配慮してください。	・児童のプライバシー保護に配慮していない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
2 入所児童への平等な取扱い					
(1) 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	県条例第9条	○ 入所児童に対し、差別的となるような対応のないよう留意してください。	・入所児童に対し、差別的となるような対応がある。	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>不当な差別的な取扱いの禁止</p> <p>合理的配慮に努めているか。</p>	<p>障害者差別解消法第7条第2項</p> <p>障害者差別解消法第7条第2項 福祉事業者向けガイドライン</p> <p>障害者差別解消法第7条第2項 福祉事業者向けガイドライン</p>	<p>○ 正当な理由なく、不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害しているのでは是正してください。</p> <p>○ 利用者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めてください。</p>	<p>・ 不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害をしている。</p> <p>・ 個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないにも関わらず合理的配慮を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>
<p>3 自立支援計画の作成</p> <p>(1) 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(2) 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>県条例第32条</p> <p>県条例第62条</p>	<p>○ 入所児童等の自立を支援するための計画を策定してください。</p> <p>○ 入所児童等の自立を支援するための計画を策定してください。</p>	<p>・ 自立を支援するための計画を作成していない。 ※一部不十分な場合はB</p> <p>・ 自立を支援するための計画を作成していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>入所児童等の支援計画が未作成でした。</p> <p>入所児童等の支援計画が未作成でした。</p>

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
(3) 自立支援計画は適切に策定されているか。	自立支援計画通知	○ 子ども自立支援計画ガイドラインや県児童福祉施設職員研究会の「入所時児童自立支援計画票書式の統一について」等を参考にして、入所児童等の個々の状況等を十分に踏まえた計画となるよう、検討してください。	・自立支援計画作成に当たり、入所児童等の個々の状況等を十分に踏まえた計画となっていない。	B	
子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。	監査通知別紙1-2-(2)第1-1(7)ア	○ 自立支援計画は関係機関等との協議内容を含め作成してください。	・自立支援計画作成に当たり、関係機関等との協議が行われていない。	B	
子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子どもに対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1(6)ア	○ 自立支援計画は児童自身の意向を踏まえ作成してください。	・自立支援計画作成に当たり、児童の意向を踏まえていない。	B	
児童自身の意向も踏まえて策定されているか。	子ども・若者ケアプラン(自立支援計画)ガイドライン第3部2(4)イ				
援助が児童の成長や発達に果たした役割を評価しているか（支援目標が児童の課題になっていないか。）。	監査通知別紙1-2(2)第-1(6)ア 子ども・若者ケアプラン(自立支援計画)ガイドライン第3部2(2)ウ	○ 自立支援計画は児童の健やかな成長や発達を支援するための計画としてください。	・自立支援計画作成に当たり、健やかな成長を支援するための計画となっていない。	B	
自立支援計画が職員間で十分討議した上で策定されているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1(6)ア 子ども・若者ケアプラン(自立支援計画)ガイドライン第3部2(4)	○ 自立支援計画策定時には、入所児童等の意向等を勘案し、職員間で十分に検討してください。	・自立支援計画作成にあたり、職員間での十分な検討がなされていない。	B	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
自立支援計画作成後に関係職員に周知徹底されているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1(6)ア 子ども・若者ケアプラン(自立支援計画) ガイドライン 第3部2(5)	○ 作成した自立支援計画は職員間で周知徹底を図ってください。	・作成した自立支援計画の職員間での周知がなされていない。	B	
定期的な見直し（評価）をしているか。（少なくとも1年に1回は見直しを実施しているか。）	監査通知別紙1-2(2)第1-1(6)ア 子ども・若者ケアプラン（自立支援計画） ガイドライン 第3部2(2)ウ	○ 作成した自立支援計画は、定期的に評価等を行うとともに、見直しを行ってください。	・作成した自立支援計画の定期的は評価、見直しが行われていない。	B	
施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができていますか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1(4)	○ 自立支援計画の作成等にあたり、適切な助言指導を受けられる環境設定に努めてください。	・自立支援計画作成に当たり、適切な助言指導を受けられる環境が設定されていない。	B	
4 処遇記録等の整備					
(1) 入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	県条例第18条 監査通知別紙1-2(1)第1-1(1)ウ	○ 入所している児童の支援の状況を明らかにする帳簿を整備してください。	・児童の支援状況を明らかにする帳簿が整備されていない。 ※一部不十分な場合はB	A	入所児童の支援に関する書類の整備状況に不備がありました。
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。	児童養護施設運営指針 第Ⅱ部3(2)① 乳児院運営指針 第Ⅱ部3(2)①	○ 寮日誌等は、日々の支援状況等がわかる記載となるよう検討してください。	・支援状況等がわかる記録となっていない。	B	
入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。	児童養護施設運営指針 第Ⅱ部3(2)① 乳児院運営指針 第Ⅱ部3(2)①	○ 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を適切に記録してください。	・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況が適切に記録されていない。	B	
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。	児童養護施設運営指針 第Ⅱ部3(2)① 乳児院運営指針 第Ⅱ部3(2)②	○ ケース記録は、日々の支援状況等がわかる記載となるよう検討してください。	・支援状況等がわかる記録となっていない。	B	
記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。	児童養護施設運営指針 第Ⅱ部3(2)① 乳児院運営指針 第Ⅱ部3(2)②	○ 入所児童等のケース記録等は、支援の状況等を把握するうえで重要な資料となること、また、個人情報保護の観点も踏まえて適切に保管する体制や仕組みを検討してください。	・各種記録等が適切に保管されていない。	B	

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<p>5 事故発生時の対応</p>					
<p>(1) リスクマネジメントの観点から、事故の検証を行い事故防止に結びつけるためにも事故の状況をまとめた記録が必要である。記載内容としては、事故が起きた時の具体的な状況、施設側や医療機関等の対応、経過、家族・関係機関への連絡、未然防止策を記載してあることが望ましい。</p>	<p>リスクマネジメント指針第4第2項(2)</p>				
<p>事故報告書は作成されているか。</p>	<p>事故等の取扱要領</p>	<p>○ 事故が発生した際は、速やかに事故報告書を作成してください。また、事故報告書には、事故の状況、対応、経過、保護者、関係機関等への連絡状況、再発防止策について記載できるようにしてください。</p>	<p>・事故報告書が作成されていない。 ※一部未作成又は記載内容が不十分の場合はB</p>	<p>A</p>	<p>事故が発生した際に○○を行っていない事例がありました。</p>
<p>「重大事案」が発生した場合の対応について、ガイドライン及びマニュアルを活用し、都道府県や国への報告を行うとともに、迅速・適切に対応すること。</p>	<p>重大事案報告ガイドライン 重大事案対応マニュアル</p>	<p>○ 都道府県や国への報告を行うとともに、迅速・適切に対応してください。</p>	<p>・都道府県や国への報告を行うとともに、迅速・適切に対応していない。</p>	<p>A</p>	<p>「重大事案」が発生した場合の対応に留意すべき事例がありました。</p>
<p>(2) 事故が発生した直後の対応としては、利用者の救命や安全確保を最優先にしつつ、医療機関との連携と家族等に対する連絡という2つの対応を的確かつ迅速に行うことが求められる。</p>					
<p>迅速に医療機関等で対応したか。</p>	<p>リスクマネジメント指針第4第2項(2)</p>	<p>○ 事故が発生した場合は、速やかに医療機関等への対応を図ってください。</p>	<p>・事故発生後、医療機関等への対応が図られていない。 ※状況に応じA</p>	<p>B</p>	<p>事故発生後の対応に改善すべき点がありました。</p>
<p>家族、関係機関等への連絡は速やかに行ったか。</p>	<p>リスクマネジメント指針第4第2項(2)</p>	<p>○ 事故が発生した場合は、速やかに保護者等へ連絡してください。</p>	<p>・事故発生後、保護者等への連絡がおこなわれていない。 ※状況に応じA</p>	<p>B</p>	<p>事故発生後の対応に改善すべき点がありました。</p>
<p>(3) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要員分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。</p>	<p>児童養護施設運営指針第II部5③ 乳児院運営指針第II部5③</p>	<p>○ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要員分析と対応策の検討を行ってください。</p>	<p>・子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要員分析と対応策の検討を行っていない。</p>	<p>B</p>	
	<p>児童養護施設運営指針第II部5③ 乳児院運営指針第II部5③</p>	<p>○ 子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施してください。</p>	<p>・子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施していない。</p>	<p>B</p>	

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
6 預り金（小遣い等）の取扱い					
日常の預り金（小遣い）の取扱いは適切に行われているか。	預り金通知	○ 預り金の取扱いが適切に行われていないので改善してください。	・ ①～⑥全てが行われていない。	A	預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。
① 預り金依頼書が、本人又は親権者、後見人若しくは代理人から提出されているか	預り金通知	○ 預り金依頼書が適正に管理されていないので改善してください。	・ 預り金依頼書が適正に管理されていない。	B	
② 預り金の管理は、個人別となっているか。	預り金通知	○ 預り金の管理が個人別となっていないので、改善してください。	・ 預り金の管理が個人別となっていない。	B	
③ 現金保管額が高額となっていないか。	預り金通知	○ 預り金の現金保管額が高額となっている（事例がある）ので、必要最小限の額となるよう改善してください。	・ 預り金の現金保管額が必要最小限となっていない。	B	
④ 預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別々に定められているか。	預り金通知	○ 預金通帳と印鑑の保管管理は別の者が行うよう改善してください。	・ 預金通帳と印鑑の保管管理を同一の者が行っている。	B	
⑤ 預り金の収支状況は、施設長により定期的に点検されているか。	預り金通知	○ 施設長による利用者等預り金の収支状況の確認を実施してください。	・ 預り金収支状況の施設長確認が行われていない。	B	
⑥ 預り金の払出し時は、利用者から払出し依頼票及び受領書を徴しているか。また、利用者から受領印を徴することが困難な場合は、複数職員立会のもと、授受がなされているか。	預り金通知	○ 利用者等の預り金の取扱いについて、定められた方法により、適切に実施してください。	・ 預り金の取扱い体制に改善すべき点がある。	B	
入所している児童に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。	県条例第16条第1項				
当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるものをその他財産と区分すること。	県条例第16条第1項(1)	○ 給付金をその他の財産と区分してください。	・ 給付金をその他の財産と区分していない。	A	預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。
児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていること。	県条例第16条第1項(2)	○ 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いてください。	・ 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。	A	預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。
児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。	県条例第16条第1項(3)	○ 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備してください。	・ 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。	A	預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。	県条例第16条第1項(4)	○ 児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させてください。	・ 児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。	A	預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。
7 食事					
(1) 食事の提供にあたっては、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	県条例第14条第2項	○ 入所児童等の健全な発育に必要な栄養量が提供でき、変化に富んだ献立になるよう検討してください。	・ 健全な発育に必要な栄養素等が提供できる献立になっていない。	B	
(2) 食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	県条例第14条第3項	○ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮してください。	・ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。	A	児童にあわせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。
3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。	監査通知別紙1-2(2)第2-[共](5)	○ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していないので、配慮するようにしてください。	・ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していない。	B	
(3) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。	監査通知別紙1-2(2)第2-[共](4)	○ 給食日誌、脱脂粉乳の受払状況を適切に記録してください。	・ 給食日誌、脱脂粉乳の受払状況を適切に記録していない。	B	
(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	第11条第4項 県条例第14条第4項	○ 献立を作成してください。	・ 献立が作成されていない。	A	献立が未作成でした。
嗜好、残食調査、検食が実施されているか。	監査通知別紙1-2-(1)第1-11-1(3)イ	○ 嗜好調査等を実施し、献立に反映させてください。	・ 嗜好調査等が実施されていない。	B	
給与栄養量が確保できるように、献立作成を行うこと。	食事計画通知	○ 子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量が確保できるように献立作成を行ってください。	・ 子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量を確保していない。	A	給与栄養量が確保されていませんでした。
食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。	監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)エ	○ 食事時間を、家庭生活に近い時間となるよう検討してください。	・ 食事時間が、家庭生活に近い時間となっていない。	B	
保存食及び原材料は、2週間保管されているか。	保存食通知 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)オ	○ 給食原材料（又は、及び調理済み食品）は、確実に保存してください。 ※状況によって→Bまたは現地指導	・ 給食原材料等が保存されていない。	A	給食原材料（及び調理済み食品）の保存に不十分な点がありました。
食中毒対策が適切に行われているか。	監査通知別紙1-2(2)第2[共](6)	○ 食中毒対策を適切に行ってください。	・ 食中毒対策を適切に行っていない。	A	食中毒対策を行っていませんでした。
定期的に、調理に従事する者の検便等を行うこと。	衛生管理強化通知	○ 調理従事者の検便は月1回以上実施してください。	・ 調理従事者の検便が毎月なされていない。	B	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
検便は毎月（赤痢菌、0-157、サルモネラ菌）実施されているか。	大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③	○ 調理従事者で検便が未実施職員がいたので、必ず実施してください。	・ 調理従事者の検便が未実施の職員がいる。	A	検便が未実施の職員がいました。
	大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③	○ 調理担当職員の検便について、〇〇の項目が毎月実施していなかったため、毎月実施してください。（サルモネラ、0-157、赤痢菌）	・ 調理従事者の検便の項目が不足している。	B	
8 衛生管理等					
(1) 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	県条例第13条第2項	○ 感染症のまん延防止対策を講じてください。	・ まん延防止対策を講じていない。	A	感染症のまん延防止対策を講じていませんでした。
(2) 入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。	県条例第13条第4項	○ 代替日を設ける等、週2回以上の入浴又は清拭が実施できるようにしてください。	・ 入浴が適切に実施されていない。	A	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
(3) 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	県条例第13条第5項	○ 必要な医薬品その他の医療品を備えてください。	・ 必要な医薬品その他の医療品を備えていない。	A	必要な医薬品が備えられていませんでした。
	県条例第13条第5項	○ 投薬管理を適切に行ってください。	・ 投薬管理を適切に行っていない。	A	投薬管理が適切に行われていませんでした。
9 健康管理					
(1) 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	県条例第15条第1項	○ 児童福祉施設最低基準に基づき、児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断を実施してください。（全く実施していない場合）	・ 児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断が適切に実施されていない。	A	児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断が未実施でした。
① 健康診断の結果の記録、整理・保管が適切に行われているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1[共](1)	○ 児童の定期健康診断は年2回実施してください。	・ 児童の定期健康診断の回数が不足している。	A	児童の定期健康診断の回数に不足がありました。
② 健康診断の結果の記録、整理・保管が適切に行われているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1[共](1)	○ 健康診断の結果の記録、整理・保管を適切に行ってください。	・ 結果の記録、整理・保管が適切に行われていない。	B	
(2) 乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かななければならない。	県条例第27条第1項	○ 嘱託医を配置してください。	・ 嘱託医等が配置されていない。	A	嘱託医等の配置が不足している点がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
(3) 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。	県条例第57条第1項	○ 嘱託医を配置してください。	・ 嘱託医が配置されていない。	A	嘱託医等の配置が不足している点がありました。
(4) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1[共](2)	○ 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じてください。	・ 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じていない。	A	乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。
10 関係者との連携					
(1) 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	県条例第34条	○ 乳児の養育に当たっては、保護者や関係機関等と密接に連絡をとり、協力を求める等、対応に配慮してください。	・ 乳児の養育に当たって、保護者等との密接な連携を図っていない。	B	
(2) 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	県条例第65条	○ 入所児童の支援に当たっては、学校や関係機関等と密接に連携して、入所児童の指導及び家庭環境の調整が図られるよう配慮してください。	・ 入所児童の支援に当たって、関係機関等との密接な連携を図っていない。	B	
(3) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1[共](8)	○ 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。	・ 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。	B	
11 入所者の生活環境等の整備					
(1) 児童福祉施設の構造設備は採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	県条例第5条第5項	○ 入所児童等の保健衛生や危害防止のため、生活環境等について整備してください。	・ 生活環境等の整備が適正に行われていない。 ※状況によってA	B	入所児童等の生活環境等について、整備が必要な点がありました。
12 適切な処遇の確保					
(1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。	監査通知別紙1-2(2)第1-1(1)	○ 児童会等の児童の意見を聞く機会の設定を検討するとともに、入所児童等の意見表明の機会を設け、児童等の権利擁護に配慮してください。	・ 児童の意見を聞く機会を設けていない。 ※状況によってA	B	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<p>(2) 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>県条例第10条 児童福祉法第33条の10第1項</p>	<p>○ 入所児童等に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び児童福祉法第33条の10第1項に基づき、虐待等の不適切な対応を二度と起こさないような取組みをしてください。</p>	<p>・入所児童等に対する支援が適切に行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。</p>
<p>(3) 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。</p>	<p>県条例第5条 児童養護施設運営指針第Ⅱ部4(1)② 乳児院運営指針第Ⅱ部4(1)②</p>	<p>○ 入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してください。</p>	<p>・入所している者の人権に配慮、一人一人の人格を尊重していない。</p>	<p>A</p>	<p>入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。</p>
<p>(4) 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで施設全体が権利擁護の施設を持つ。</p>	<p>児童養護施設運営指針第Ⅱ部4(1)① 乳児院運営指針第Ⅱ部4(1)①</p>	<p>○ 児童の権利擁護に関する施設内研修を実施してください。</p>	<p>・入所児童等の権利擁護に関する取組みが行われていない。</p>	<p>B</p>	
<p>(5) 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</p>	<p>県条例第61条第1項</p>	<p>○ 入所児童等に対する生活指導は、基本的な生活習慣の確立とともに豊かな人間性及び社会性を養うことを十分に考慮し、対応してください。</p>	<p>・入所児童等に対する生活指導が適切に行われていない。</p>	<p>B</p>	
<p>(6) 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</p>	<p>県条例第61条第2項</p>	<p>○ 入所児童等に対する児童の適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切に対応してください。</p>	<p>・入所児童等に対する学習指導が適切に行われていない。</p>	<p>B</p>	
<p>児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。</p>	<p>県条例第61条第3項</p>	<p>○ 入所児童等に対する職業指導は、勤労の基礎的な能力や態度の育成とともに、自立支援の観点も考慮して、対応してください。</p>	<p>・入所児童等に対する職業指導が適切に行われていない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<p>児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p> <p>高校進学等の対応は、適正に行われているか。</p> <p>児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、その施設を退所した者は支援の対象となる。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したのではなく、自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について把握しておく必要がある。</p>	<p>県条例第61条第4項</p> <p>高等学校進学通知</p> <p>児童養護施設運営指針 乳児院運営指針 第I部5(4)②</p>	<p>○ 児童の家庭の状況に応じた親子関係の再構築等を図ってください。</p> <p>○ 高等部進学等について、入所児童の意見の尊重や関係機関との連携を図りながら、適正な対応となるよう十分に配慮してください。</p> <p>○ 施設退所後のアフターケアについて、18歳未満の児童に限らず、貴施設を退所した児童に対し必要な援助を行ってください。</p>	<p>・児童の家庭の状況に応じた親子関係の再構築等が図られていない。</p> <p>・高等部進学等について、児童の意見等に十分配慮した対応がなされていない。 ※状況によってA</p> <p>・施設退所後のアフターケアが適切に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。</p>
<p>13 業務の質の評価等</p> <p>乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>県条例33条</p> <p>県条例63条</p>	<p>○ 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。</p> <p>○ 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。</p>	<p>・乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていない。</p> <p>・児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
V 保育所利用者関係					
1 保育所全体の運営					
<p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>① 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育所の長が定めていなければならない。</p> <p>② 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して保育所の長が定めていなければならない。</p> <p>③ 市町村との委託契約で入所児童の年齢等を決めている。</p> <p>④ 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>⑤ 保育所は、日々保護者の委託を受けて保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、正当な理由がなく休所又は一部休所しないこと。</p>	<p>県条例第47条 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (1)</p> <p>県条例第47条第2項 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (1)</p> <p>監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (2)</p> <p>県条例第47条第3項 監査通知別紙1-2(2)第 1-1[保] (1)</p> <p>県条例第47条第3項 監査通知別紙1-2(2)第 1-1[保] (1)</p> <p>児福法第39条 県条例第47条 監査通知別紙1-2(2)第 1-1 [保] (1)</p>	<p>○ 保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育時間を定めてください。</p> <p>○ 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して定めてください。</p> <p>○ 市町村の委託に反して入所児童の年齢制限を行っているので、改善してしてください。</p> <p>○ 保育所の長は、開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議してください。</p> <p>○ 変更するときも、同様に協議してください。</p> <p>○ 正当な理由がなく休所又は一部休所しているので、改善してください。</p>	<p>・保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育時間を定めていない。</p> <p>・地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して開所時間を定めていない。</p> <p>・市町村の委託に反して入所児童の年齢制限を行っている。</p> <p>・開所時間を定める際に、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議していない。</p> <p>・変更の協議をしていない。</p> <p>・正当な理由なく休所又は一部休所している。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>年齢の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p>
<p>2 利用者処遇の計画</p> <p>(1) 全体的な計画の作成</p> <p>① 保育所は、保育所保育指針の1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>県条例第48条 保育指針第1章第3(1) ア、イ</p>	<p>○ 保育所保育指針に基づいた保育の計画のうち、保育の基本となる全体的な計画を作成してください。</p>	<p>・保育所保育指針に基づいた保育の計画のうち、保育の基本となる全体的な計画を作成していない。</p>	<p>A</p>	<p>全体的な計画が未作成でした。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成しなければならない。</p>	<p>県条例第48条 保育指針第1章第3(1)ア、イ</p> <p>保育指針第1章第3(1)ウ</p>	<p>○ 保育の計画のうち全体的な計画が不十分なので、適切に作成してください。</p> <p>○ 全体的な計画は保育所が各々の実態に即して工夫して作成してください。</p>	<p>・保育の計画のうち全体的な計画を適切に作成していない。</p> <p>・全体的な計画が保育所が各々の実態に即して工夫して作成していない。(例：内容等が保育雑誌等の記載例のそのままの書類である。)</p>	B	
<p>(2) 指導計画の作成</p> <p>① 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>県条例48条 保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>○ 長期的(及び短期的)な指導計画を作成してください。</p>	<p>・長期的な指導計画または短期的な指導計画が作成されていない。(例：年、数カ月単位の期・月など長期的な見通しを示すものと、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測示すものとを保育所の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いていない)</p>	A	長期的(及び短期的)な指導計画が未作成でした。
	<p>県条例48条 保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>○ 長期的(及び短期的)な指導計画を作成してください。</p>	<p>長期的(及び短期的)な指導計画の一部が作成されていない</p>	B	
<p>② 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p>	<p>保育指針第1章3(2)ア</p> <p>保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>○ 3歳未満児の指導計画について、個別的な指導計画を作成してください。</p> <p>○ 3歳未満児の指導計画について、個別的な指導計画が不十分なので、改善してください。</p>	<p>・3歳未満児について、個々の指導計画を作成していない。</p> <p>・一部の子どもの指導計画が作成されていない。 ・指導計画に評価、反省がされていない。</p>	A	指導計画の作成に留意すべき点がありました。
	<p>保育指針第1章3(2)イ(イ)</p>	<p>○ 3歳以上児の指導計画について、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成してください。</p>	<p>・3歳以上児の指導計画について、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成していない。</p>	A	指導計画の作成に留意すべき点がありました。
<p>④ 異年齢の編成における保育においては、一人一人の発達に合わせた適切な援助や環境構成に配慮した指導計画を作成すること。</p>	<p>保育指針第1章3(2)イ(ウ)</p>	<p>○ 異年齢の編成における保育においては、一人一人の発達に合わせた適切な援助や環境構成に配慮した指導計画を作成してください。</p>	<p>・異年齢の編成における保育においては、一人一人の発達に合わせた適切な援助や環境構成に配慮した指導計画を作成していない。</p>	B	
<p>⑤ 障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p>	<p>保育指針第1章3(2)キ</p>	<p>○ 障害のある子どもの保育について家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ってください。</p>	<p>・障害のある子どもの保育について家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っていない。</p>	B	

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑥ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	保育指針第1章3(2)ウ	○ 指導計画においては子どもが主体的に活動できるようにしてください。	・子どもが主体的に活動できるような指導計画でない。	B	
⑦ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	保育指針第1章3(3)カ	○ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けてください。	・長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けていない。	B	
(3) 指導計画に基づく保育の実施					
① 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。	保育指針第1章3(3)ア	○ 職員の協力体制による保育の展開を行ってください。	・職員が、協力、連携した保育を行っていない。(時間帯による連携、専門性や職種の異なる職員の連携等ができていない)	B	
② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。	保育指針第1章3(3)イ	○ 子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開を行ってください。	・豊かな体験が得られるように援助していない。	B	
③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	保育指針第1章3(3)ウ	○ 子どもの主体的な活動を促す保育士等による多様な援助を行ってください。	・保育士の援助が一律なものになっている。	B	
(4) 指導計画の活用評価・改善					
① 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価をすることを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	県条例第48条 保育指針第1章3(4)ア(ア)	○ 保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていないので、改善してください。	・保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていない。	A	保育内容の自己評価が実施されていませんでした。
保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮する。	保育指針第1章3(4)ア(イ)	○ 保育士等による保育の内容等の自己評価が不十分なので、改善してください。	・保育士等による保育の内容等の自己評価が不十分である。	B	
保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。	保育指針第1章3(4)ア(ウ)	○ 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行ってください。	・保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B	

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行う。</p> <p>保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むこと。</p> <p>保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くこと。</p> <p>保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むこと。</p>	<p>県条例第50条第1項 保育指針第1章3(4)イ(ア) 厚生労働省 保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)</p> <p>保育指針第1章3(4)イ(イ) 厚生労働省 保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)</p> <p>厚生労働省 保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)</p> <p>保育指針第1章3(4)イ(ウ)</p> <p>保育指針第1章3(5)</p>	<p>○ 保育所による自己評価が行われていないので、改善してください。</p> <p>○ 保育所による自己評価が不十分なので、改善してください。</p> <p>○ 保育所による自己評価を公表してください。</p> <p>○ 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善が図られていないので、改善してください。</p>	<p>・保育所による自己評価が行われていない。</p> <p>・保育所による自己評価が不十分である。</p> <p>・保育所による自己評価を公表していない。</p> <p>・保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞いていない。</p> <p>・評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善が図られていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>保育所による自己評価が実施されていませんでした。</p>
<p>3 入所児童の発達に応じた適切な保育</p> <p>(1) 人権に配慮して、利用者に対して平等に接しているか。</p> <p>① 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。</p> <p>子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な意識を植え付けることのないように配慮すること。</p> <p>② 子どもに精神的、身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにすること。</p>	<p>県条例第9条 保育指針第2章4(1)オ</p> <p>保育指針第1章1(5)ア</p> <p>保育指針第2章4(1)カ</p> <p>県条例第10条 児福法第33の10第1項各号 保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>○ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにしてください。</p> <p>○ 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行ってください。</p> <p>○ 性差への観念や意識に配慮してください。</p> <p>○ 子どもに精神的、身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしてください。</p>	<p>・児童に対して、差別的な対応をしている事例がある。</p> <p>・児童の人権への配慮や互いに尊重する心を育てるようしていない。</p> <p>・性差への観念に配慮していない。</p> <p>・子どもに精神的、身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p> <p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 児童虐待に関する次の行為を行っていないか。</p>	<p>県条例第10条 児福法第33の10第1項各号 虐待防止法第2条</p>	<p>○ (児童虐待の(ア)～(エ))の行為が見られたので改善してください。 (ア) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (イ) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (ウ) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての業務を著しく怠ること。 (エ) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>・(児童虐待の(ア)～(エ))に該当する行為が認められた。 (ア) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (イ) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (ウ) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての業務を著しく怠ること。 (エ) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>A</p>	<p>児童に対して不適切な保育に該当する行為が認められました。</p>
<p>④ 障がい者を理由とする差別の禁止</p> <p>障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>不当な差別的な取扱いの禁止</p> <p>合理的配慮に努めているか。</p>	<p>障がい者差別解消法第8条第2項 障がい者差別解消法福祉事業者向けガイドライン第2(1)①</p> <p>障がい者差別解消法第8条第2項 障がい者差別解消法福祉事業者向けガイドライン第2(1)①</p>	<p>○ 正当な理由なく、不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害しているのではありませんか。</p> <p>○ 利用者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めてください。</p>	<p>・不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害をしている。</p> <p>・個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないにも関わらず合理的配慮を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>
<p>(2) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>① 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図ること。</p> <p>② 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないようにすること。</p>	<p>県条例第48条 保育指針第1章3(2)エ</p> <p>保育指針第1章3(2)オ</p> <p>保育指針第1章3(2)オ</p>	<p>○ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図るよう配慮してください。</p> <p>○ 子どもが午睡等の適切な休息をとれるように配慮してください。</p> <p>○ 子どもの安全な睡眠環境を確保してください。</p>	<p>・一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図るよう配慮していない。</p> <p>・午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>・安全な睡眠環境を確保しているか。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていること。</p> <p>④ 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>⑤ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>⑥ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>⑦ 登所時に家族等から健康状態について、観察をするとともに当日の健康状況に応じた保育内容とする。保護者から子どもの状況について報告を受けるようにする。</p> <p>⑧ 乳幼児における歯科保健の重要性を考慮し、最低基準に定める職員のほかに、嘱託歯科医を設置する必要がある。</p>	保育指針第1章3(2)オ	○ 子どもの睡眠時間等が一律とならないように配慮してください。	・睡眠時間等が一律とならないよう配慮しているか。	B	
	保育指針第3章1(2)ア	○ 子どもの健康に関する保健計画を作成してください。	・保健計画が作成されていない。	A	保健に関する計画が未作成でした。
	保育指針第3章1(1)ア	○ 子どもの健康状態を観察してください。	・子どもの健康状態を観察していない。	A	児童の健康状態の観察に留意すべき点がありました。
	保育指針第3章1(3)ア	○ 保護者等への連絡を行っていないので、改善してください。	・保護者等への連絡を行っていない。	A	体調不良時の対象に留意すべき点がありました。
	保育指針第3章1(3)ア	○ 保護者等への連絡が行われていない事例があるので、改善してください。	・保護者等への連絡を一部行っていない。	B	
	保育指針第3章1(3)ア	○ 保護者等への連絡が遅れているので、改善してください。	・保護者等への連絡が遅れている。	B	
	保育指針第3章1(1)イ	○ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携がとれていないので、改善してください。	・嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携がとれていないので、改善してください。	A	疾病等の対応に留意すべき事例がありました。
	保育指針第3章1(1)イ	○ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携が遅れているので(不十分なので)、改善してください。	・嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携が遅れている(又は不十分である)。	B	
	県条例第49条	○ 登所時の引継を確実に行ってください。	・登所時の引継を確実に行っていない。	A	登園時の保護者との引継等に不十分な点がありました。
	県条例第49条	○ 登所時の引継が一部確実でないので、改善してください。	・登所時の引継が一部確実でない。	B	
県条例第49条	○ 健康状態に応じた保育内容となるよう、改善してください。	・健康状態に応じた保育内容となっていない。	B		
歯科医設置通知	○ 歯科嘱託医を設置してください。	・歯科嘱託医を設置していない。	A	歯科嘱託医を設置していませんでした。	
歯科医設置通知	○ 歯科健康診断を行ってください。	・歯科健康診断を行っていない。	B		

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
① 保育所保育指針に基づいた保育を実施する。	県条例第48条 保育指針第1章1 (1)イ、第2章 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (3)	○ 保育所保育指針に基づいた保育を実施してください。	・ 保育所保育指針に基づいた保育を実施していない。	A	保育所保育指針に基づいた保育が実施されていませんでした。
4 適切な記録 (1) 記録等について適切に行われているか。					
① 入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。	県条例第18条	○ 児童票を作成してください。	・ 児童票を作成していない。 (児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。)	A	児童の処遇を明らかにする記録が未作成でした。
	県条例第18条	○ 児童票の記録が不十分なので改善してください。	・ 児童票が不十分である。 (児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。)	B	
② 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	保育指針第1章3(3)エ	○ 保育日誌を作成してください。	・ 保育の過程を記録していない。(日々の記録を通して実践したことを客観化し、指導計画に基づく保育の実践やそこでの一人一人の子どもに対する援助が適切であったか振り返り、次の指導計画に反映させていく必要がある。)	A	児童の処遇を明らかにする記録が未作成でした。
	保育指針第1章3(3)エ	○ 保育日誌の内容が不十分なので改善してください。	・ 保育の過程の記録が不十分である。(日々の記録を通して実践したことを客観化し、指導計画に基づく保育の実践やそこでの一人一人の子どもに対する援助が適切であったか振り返り、次の指導計画に反映させていく必要がある。)	B	
5 関係機関との連携 (1) 市町村、児童相談所等との連携がとられているか。					
① 虐待の疑いのある子どもの早期発見とその家族への適切な対応が生命の危険、心身の障害発生の防止につながる重要な保育活動であることを認識し、適切な対応を図ること。	虐待防止法第5条 保育指針第3章1(1)ウ	○ 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。	・ 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。	A	虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していませんでした。
② 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	虐待防止法第6条 保育指針第4章2(3)イ	○ 虐待の疑いのある児童を発見したときは、速やかに市町村、児童相談所に通告してください。	・ 虐待の疑いのある児童を発見したときに、速やかに市町村、児童相談所に通告していない。	A	虐待の疑いのある児童の市町村等への通告に改善すべき点がありました。
③ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	児福祉法25条 保育指針第3章1(1)ウ	○ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ってください。	・ 適切に対応していない。 ・ 関係機関との連携が図られていない。	A	子どもの心身の状態等を観察し、適切な対応を図っていませんでした。
(2) 疾病等への対応					

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例		
① 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	保育指針第3章1(3)イ	○ 感染症の予防対策を講じてください。	・ 感染症予防対策を適切に行っていない。	A	感染症の予防対策を講じていませんでした。		
	保育指針第3章1(3)イ	○ 感染症の予防対策が不十分なので適切に講じてください。	・ 感染症予防対策が不十分である。	B			
	② 子どもの既往歴及び予防接種の状況を把握し、定期的予防接種として接種可能なワクチンを保護者に周知すること。	感染症ガイドライン	○ 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握してください。	・ 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である		B	
	③ 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	県条例第13条第2項	○ 感染症のまん延防止対策を講じてください。	・ まん延防止対策を講じていない。		A	感染症のまん延防止対策を講じていませんでした。
	④ 乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について、健康と安全を確保すること。	感染症ガイドライン	○ 感染症のまん延防止対策が不十分なので改善してください。	・ まん延防止対策が不十分である。		B	
⑤ 保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うこと。	感染症ガイドライン	○ 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告してください。	・ 感染症発生時に、地域の医療機関と連携していない。また、保健所等へ報告していない。	A	感染症発生時に地域の医療機関と連携等をしていませんでした。		
(3) 小学校との連携はとれているか。							
① 保育所においては、保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。	保育指針第2章4(2)ア	○ 保育の記録等に基づいて就学に際した資料を作成してください。	・ 保育の記録等に基づいて就学に際した資料を作成していない。	A	保育の記録等に基づいた就学に際した資料を作成していませんでした。		
	保育指針留意事項通知	○ 保育所児童保育要録は施設長の責任の下、担当保育士が、最終年度の子どもについて作成してください。	・ 施設長の責任の下、担当保育士が、最終年度の子どものことについて作成していない。	B			
② 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料を作成し保育所児童保育要録の抄本又は写しを保育所から就学先の小学校の校長へ送付すること。	保育指針第2章4(2)ウ 保育指針留意事項通知	○ 子どもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付してください。	・ 子どもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付していない。	A	保育所児童保育要録の写しを小学校へ送付していませんでした。		
	保育指針留意事項通知 各市町村条例		・ 原本等を保存していない。 ・ 保存期間を遵守していない。	C			

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。</p> <p>① 最低基準により、入所時、年2回の定期、臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>② 最低基準により、入所時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>③ 最低基準により、年2回(必要がある場合は臨時)の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>④ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>県条例第15条第1項 監査通知別紙1-2(2)第2-(共)(1)</p> <p>県条例第15条第1項 監査通知別紙1-2(2)第2(共通)(1)</p> <p>県条例第15条第1項 監査通知別紙1-2(2)第2(共通)(1)</p> <p>県条例第15条第1項 (学校保健安全法施行規則第5条)</p> <p>県条例第15条第1項 (学校保健安全法施行規則第5条)</p> <p>県条例第15条第1項 (学校保健安全法施行規則第5条)</p>	<p>○ 児童福祉施設最低基準に基づき、児童の入所時の健康診断(定期健康診断、またはその両方)を実施してください。</p> <p>○ 児童の入所時の健康診断が未実施の事例があるので、改善してください。</p> <p>○ 児童福祉施設最低基準に基づき、児童の定期健康診断は年2回実施してください。</p> <p>○ 児童の定期健康診断が遅延している事例があるので改善してください。</p> <p>○ 定期健康診断に欠席した児童の対応が図られていないので改善してください。</p> <p>○ 児童の定期健康診断が遅延している事例があるので改善してください。</p>	<p>・児童の入所時の健康診断(定期健康診断、またはその両方)を全く実施していない。「入所時とは4月及び年度途中入所をいう」</p> <p>・児童の入所時の健康診断が未実施の事例があった。 ・児童の入所時の健康診断は、入所日の前後1か月以内に受診する必要がある。 ただし、直近に実施される定期健康診断がある場合は、入所時健康診断として兼ねることができる。 また、欠席した児童の健康診断を保護者へ依頼した場合も可とする。</p> <p>・児童の年2回の定期(「臨時」は必要がある場合)の健康診断を全く実施していない。または、年1回しか実施していない(回数が不足している)。</p> <p>・児童の年2回の定期健康診断のうち1回は、当該年度の6月30日までに実施するものとする。</p> <p>・定期健康診断を欠席した児童の対応が図られていない。 (欠席した児童の健康診断を保護者へ依頼した場合も可とする。)</p> <p>・児童の年2回の定期健康診断のうち1回は、当該年度の6月30日までに実施するものとする。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>児童の健康診断が未実施でした。</p> <p>児童の入所時の健康診断が未実施でした。</p> <p>児童の年2回の定期(臨時)健康診断が未実施でした。(回数に不足がありました。)</p>
<p>7 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮</p> <p>(1) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。</p> <p>① 乳幼児期、特に6ヶ月未満児の死亡原因として、元気であった子供が何の前ぶれもなく睡眠中に死亡する乳幼児突然死症候群があり、保育中にも十分注意する必要がある。 この予防には、その危険因子をできるだけ少なくすることが重要であり、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かす。また、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察するよう心がける。</p>	<p>保育指針第3章3(2)イ 監査通知別紙1-2(2)第2(共)(2)</p> <p>保育指針第3章3(2)イ 監査通知別紙1-2(2)第2(共)(2)</p>	<p>○ 乳幼児の睡眠中の健康状況を観察し、適切な対応をしていないので改善してください。</p> <p>○ 乳幼児の睡眠中の健康状況の観察に一部不適切な面があるので、改善してください。</p>	<p>・乳幼児の睡眠中の顔色、呼吸を観察していない。 ・見守りをする保育者が同じ部屋にいない。 ・乳児をうつぶせ寝にしている。(医学的な理由を除く)</p> <p>・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察に一部不適切な面がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 特に事故が発生しやすい睡眠中の事故防止の注意事項として、乳児は顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状況を確認する。子どもの発達や健康状態を把握し、それによっては1歳以上であっても仰向けに寝かせる。また、乳児を一人にしないこと、預け始めの時期は特に注意が必要であることを全職員共通の理解とし、協力して、子どもが安心できる睡眠環境を整備する。</p> <p>③ 【体調不良児の対応】 体調がよくない児童に対しては、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、こまめに検温を行うなど、体調の変化を注視すること。 特に、薬を飲んでいる児童を預かった場合は、最大限の注意を払い、睡眠時は2歳以上でも呼吸チェックを行うこと。</p>	<p>重大事故防止策有識者会議事務連絡 県児童死亡事案検証報告書IV-1 保育事業者への提言(1) 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議IV-1-(1)-イ</p> <p>教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議IV-1-(1)-イ</p> <p>県児童死亡事案検証報告書IV-1 保育事業者への提言(3)</p> <p>県児童死亡事案検証報告書IV-1 保育事業者への提言(3)</p>	<p>○ 0歳児、1歳児の睡眠時チェック表の記録を作成してください。</p> <p>○ 睡眠時チェック表の記録が不十分なので改善してください。</p> <p>○ 体調がよくない2歳児以上の児童（特に薬を飲んでいる児童）の睡眠時チェックを行ってください。</p> <p>○ 体調がよくない2歳児以上の児童（特に薬を飲んでいる児童）の睡眠時チェックの記録が不十分なので改善してください。</p>	<p>・睡眠時チェック表の記録を作成していない。 (対策例) ・仰向けに寝かせる。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細やかに観察する。 ・睡眠時には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・子どもを1人にしない（子どもだけにしない） ・保育室は禁煙とする。</p> <p>・睡眠時チェック表の記録が不十分である。 (例：確認項目、確認者、確認時間等がない)</p> <p>・体調がよくない2歳児以上児童（特に薬を飲んでいる児童）の睡眠時チェックを行っていない。</p> <p>・体調がよくない2歳児以上の児童（特に薬を飲んでいる児童）の睡眠時チェックの記録が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>睡眠時チェック表の作成がありませんでした。</p> <p>・体調不良で薬を飲んでいる2歳児以上の睡眠時チェックが行われていませんでした。</p>
<p>8 適切な食事</p> <p>(1) 調理について</p> <p>① 食事を提供するときは、施設内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>(2) 食育について</p> <p>① 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>県条例第14条第1項</p> <p>食育通知 保育指針第3章2(1)ア、ウ</p>	<p>○ 施設内で調理していないので改善してください。</p> <p>○ 食育の計画を作成していないので改善してください。</p>	<p>・施設内で調理しているか。(外部搬入が認められる場合もある。)</p> <p>・食育計画を作成していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>施設内で調理されていませんでした。</p> <p>食育に関する計画が未作成でした。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。	保育指針第3章2(2)ア	○ 食に関する人的及び物的な保育環境の構成に配慮してください。	・食に関する人的及び物的な保育環境の構成に配慮していない。 例) ・食材や調理する人への感謝の気持ちを育てる。 ・食欲がわくように、1日の活動バランスを配慮する。 ・ゆとりのある食事の時間を確保する。 ・部屋、食具等、環境構成に配慮する。 等ができていない。	B	
② 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	県条例第14条第2項 食事提供通知1(1)	○ 子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量が確保できるように献立を作成してください。	・子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量を確保していない。	A	給与栄養量を確保していませんでした。
③ 提供する食事の量と質についての計画 (以下「食事計画」という。) について、「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。障がいや疾患を有するなど身体状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、一律に適用することが困難であることから、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。	食事提供通知1(2)	○ 個々の発育等の状況に応じて給与栄養量を算出してください。	・個々の発育等の状況に応じて給与栄養量を算出していない。	A	個々の発育等の状況に応じて給与栄養量を算出していませんでした。
	食事提供通知1(2)	○ 給与栄養量の算出が不十分なので、改善をしてください。	・給与栄養量の算出が不十分である。	B	
④ 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価するとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。この際、施設における集団の長期的評価を行う観点から、特に幼児について、定期的に子どもの身長及び体重を測定するとともに、幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)等による肥満度に基づき、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。	食事提供通知1(3)	○ 給与栄養量の目標値の見直しをしてください。	・給与栄養量の目標値の見直しをしていない。	B	
3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。	監査通知別紙1-2(2)第2-(共)-(5)	○ 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する食事の配慮を行ってください。	・乳児及び1歳以上3歳未満児に対する食事の配慮を行っていない。 例) ・ゆったりとした環境の中で授乳を行う。 ・離乳食の開始はそれぞれの家庭の状況や発育を考慮して行う。 ・離乳食を提供する際も子どものペースや食事への向かい方を尊重し、落ち着いた環境の下で行う。 等ができていない。	B	
(3) あらかじめ作成された献立表に従って提供しているか。					
① 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	県条例第14条第4項	○ あらかじめ作成した献立に従って提供してください。	・献立に従って提供していない。	A	献立に従って提供していませんでした。

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 保育所や市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制がとられていること。</p>	<p>県条例第14条第4項</p>	<p>○ 食事の提供に一部不適切な面がみられるので改善してください。</p>	<p>・食事の提供に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>B</p>	
	<p>県条例第45条第1項(2)</p>	<p>○ 栄養士の指導を受けられるような体制を確立してください。</p>	<p>・栄養士の指導を受けられるような体制を確立していない。</p>	<p>A</p>	<p>栄養管理体制について、不十分な点がありました。</p>
	<p>県条例第45条第1項(2)</p>	<p>○ 栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられるので、改善してください。</p>	<p>・栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>B</p>	
<p>(4) 身体的状況及び嗜好を考慮した調理方法か。</p>					
<p>① 食品の種類及び調理方法について栄養や児童の嗜好を考慮したものでなければならず、3歳未満児については、離乳食などをはじめ献立や調理について配慮する必要がある。</p>	<p>県条例第14条第3項 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)ア</p>	<p>○ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮してください。</p>	<p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。</p>	<p>A</p>	<p>児童に合わせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。</p>
	<p>県条例第14条第3項 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)ア</p>	<p>○ 乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していないので、配慮するようにしてください。</p>	<p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していない。</p>	<p>B</p>	
	<p>食育通知</p>	<p>○ 季節に応じた適温給食、食欲をそそるような食事を提供していないので、改善してください。</p>	<p>・季節に応じた適温給食、食欲をそそるような食事を提供していない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 施設長の責任の下、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、アレルギー対応に組織的に取り組むこと。</p>	<p>保育指針第3章3(2)イ アレルギーガイドライン</p>	<p>○ アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応ができていないので改善してください。</p>	<p>・アレルギー疾患対策に関する組織的対応ができていない。 (例：医師の診断及び指示に基づいた対応、生活管理指導表の活用、除去食品の誤配や誤食など事故防止及び事故対策、チェック表等の活用、食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有等ができていない。)</p>	<p>A</p>	<p>アレルギーに対する組織的な対応ができていませんでした。</p>
	<p>保育指針第3章3(2)イ アレルギーガイドライン</p>	<p>○ アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応が不十分なので改善してください。</p>	<p>・アレルギー疾患対策に関する組織的対応が不十分である。 (例：医師の診断及び指示に基づいた対応、生活管理指導表の活用、除去食品の誤配や誤食など事故防止及び事故対策、チェック表等の活用、食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有等ができていない。)</p>	<p>B</p>	
<p>体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもとの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の支持や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>保育指針第3章1-(3)ウ</p>	<p>○ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもへの対応が適切に行われていないので、改善してください。</p>	<p>・体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもへの対応が適切に行われていない。</p>	<p>B</p>	
<p>(5) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p>					
<p>① 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払い状況が適切に行われているか。</p>	<p>監査通知別紙1-2(2)第2-[共](4)</p>	<p>○ 給食日誌、脱脂粉乳の受払い状況を適切に記録してください。</p>	<p>・給食日誌、脱脂粉乳の受払い状況を適切に記録してない。</p>	<p>B</p>	

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
② 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること	食品安全確保通知	○ 検食を適切に行ってください。	・ 検食を適切に行っていない。(食事前に行っているか)	A	検食を適切に行っていませんでした。
	食品安全確保通知	○ 検食の実施方法が不十分なので改善してください。	・ 検食の実施方法が不十分である。	B	
③ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。	県条例第14条第3項 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)イ	○ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食簿等を適切に記録してください。	・ 嗜好調査、残菜調査、検食簿等を記録していない。	B	
	県条例第14条第3項 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)イ	○ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食の結果等を献立に反映させてください。	・ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食の結果等を献立に反映させていない。	B	
(6) 食中毒対策が適切に行われているか。					
① 調理室の出入口、窓、排水口には、そ属(ネズミ)、昆虫の防除設備を設けること。	衛生管理強化通知	○ 調理室の出入口、窓等に昆虫等の防除設備がないので、改善してください。	・ 調理室の出入り口、窓等に昆虫等の防除設備がない。	B	
	衛生管理強化通知	○ 調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を必ず備えてください。	・ 調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を備えていない。	B	
調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を必ず備えること。	衛生管理強化通知	○ 調理室には関係者以外の立ち入りを禁止してください。調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別してください。	・ 調理室には関係者以外の立ち入りを禁止していない。調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別していない。	B	
調理室には関係者以外の立ち入りを禁止するほか、調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別すること。	衛生管理強化通知	○ 毎月、特別清掃日を設け清掃に努めていないので、改善してください。	・ 毎月、特別清掃日を設け清掃に努めていない。	B	
毎月、特別清掃日を設け清掃に努めること。	衛生管理強化通知	○ 給食原材料(又は、及び調理済み食品)は一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保存してください。	・ 給食原材料(又は、及び調理済み食品)を確実に保存してない。 状況によって→B 又は現地指導	A	給食原材料(及び調理済み食品)の保存に不十分な点がありました。
② 食中毒の原因究明のため、社会福祉施設における保存食は2週間以上保存する必要がある。(原材料及び調理済み食品を50gずつ清潔な容器等(ビニール袋等)に密封して入れ、-20度以下で保存) なお、原材料は洗浄、消毒などは行わず、購入した状態で保存すること。	保存食通知 大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(3) 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)オ	○ 給食原材料(又は、及び調理済み食品)は一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保存してください。	・ 給食原材料(又は、及び調理済み食品)を確実に保存してない。 状況によって→B 又は現地指導	A	給食原材料(及び調理済み食品)の保存に不十分な点がありました。
③ 食中毒対策が適切に行われているか。	監査通知別紙1-2-(2)-第2-(共)(6) 食中毒事故発生防止通知	○ 食中毒対策を適切に行ってください。	・ 食中毒対策を適切に行っていない。	A	食中毒対策を行っていませんでした。
④ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。	監査通知別紙1-2(2)第2(共)(3)	○ 給食材料が適切に用意され、保管されていないので改善してください。	・ 給食材料が適切に用意されず、保管されていない	A	給食材料が適切に用意、保管されていませんでした。
⑤ 調理従業者及び調乳担当職員は、臨時職員を含め月1回以上の検便を受けること。	大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③	○ 調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していないので、毎月実施してください。	・ 調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していない。	A	調理従事者等の検便が未実施でした。
	大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③	○ 調理従事者(調乳担当者)の検便が未実施の月があるので、毎月実施してください。	・ 調理従事者(調乳担当者)の検便が未実施の月があった。	A	調理従事者等の検便の回数が不足していました。

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>検便検査項目に不足がないか。(0157・サルモネラ菌・赤痢菌)</p> <p>必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めているか。</p> <p>⑥ 加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者のノロウイルス対策の確認、次亜塩素酸ナトリウム等による殺菌、調理従事者等による健康状態の衛生管理者への報告、衛生管理者による記録や、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための試食担当者の限定などの措置を講じているか。</p>	<p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)⑪</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ1(6)</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)②</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)⑪</p>	<p>○ 調理従事者(調乳担当者)で検便を全く実施していない者がいるので、実施してください。</p> <p>○ 調理従事者(調乳担当者)で検便を毎月実施していない者がいたので、毎月実施してください。</p> <p>○ 検便検査に0157、サルモネラ菌、赤痢菌の検査項目が含まれていないので、改善してください。</p> <p>○ 加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票等により確認し、ノロウイルス対策を適切に行っているかの確認をしてください。</p> <p>○ 野菜及び果物を加熱せずに提供する場合に、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌してください(表皮を除去する場合を除く。)</p> <p>○ 調理従事者等は、毎日作業開始前に自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録してください。</p> <p>○ 試食担当者の限定など、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための措置を講じてください。</p>	<p>・調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していない者がいた。</p> <p>・調理従事者(調乳担当者)で検便を毎月実施していない者がいた。</p> <p>・検便検査に0157、サルモネラ菌、赤痢菌の検査項目が含まれていない。</p> <p>・10月から3月までの間に、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査の実施に努めていない。</p> <p>・原材料の受入れ・下処理段階における管理において、加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票等により確認し、従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかの確認をしていない。</p> <p>・野菜及び果物を加熱せずに供する場合に、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌していない(表皮を除去する場合を除く。)</p> <p>・調理従事者等は、毎日作業開始前に自らの健康状態を衛生管理者に報告すること、衛生管理者はその結果を記録していない。</p> <p>・試食担当者の限定など、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための措置が講じられていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>調理従事者等で検便が未実施の者がいました。</p>
<p>(7) 調理の業務委託</p> <p>① 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。保育所における給食は、発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など安全面・衛生面の確保を図り、保育所が責任を持つて行うことを原則としているが、施設職員による調理と同様の給食の質の確保がされる場合には、給食業務を委託することができる。</p> <p>② 施設内の調理室を使用して調理すること。従って、施設外で調理し搬入する方法は認められない。</p> <p>③ 国通知に定める施設の行う業務を実施していること。</p>	<p>監査通知別紙1-2-(2)第2[共](7)調理委託通知</p> <p>調理委託通知</p> <p>調理委託通知</p> <p>調理委託通知</p>	<p>○ 調理の委託業者が児発第86号通知で示されている要件を満たしていないので改善してください。</p> <p>○ 施設内の調理室で調理していないので、改善してください。</p> <p>○ (国通知に定める業務)を行っていないので、改善してください。</p> <p>○ (国通知に定める業務)の実施に不十分な面があるので改善してください。</p>	<p>・調理の業務委託業者が要件を満たしていない。</p> <p>・施設内の調理室で調理していない。</p> <p>・(国通知に定める業務)を行っていない。</p> <p>・(国通知に定める業務)の実施に不十分な面がみられる。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>調理室で調理がされていませんでした。</p> <p>(国通知に定める業務)を行っていませんでした。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
④ 受託業者について国通知に定める事項を満たしていること。	調理委託通知	○ 受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていないので、改善してください。	・受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていない。	A	受託業者について、必要な事項を満たしていませんでした。
	調理委託通知	○ 受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていないので、改善してください。	・受託業者について、(国通知に定める事項)に不十分な面がみられる。	B	
⑤ 委託契約について、国通知に定める必要事項を定め、明確にしていること。	調理委託通知	○ 委託契約について(国通知に定める必要事項)がないので、改善してください	・委託契約について(国通知に定める必要事項)がない。	A	委託契約について、必要な事項が定められていませんでした。
	調理委託通知	○ 委託契約について(国通知に定める必要事項)に不十分な面がみられるので、改善してください。	・委託契約について(国通知に定める必要事項)に不十分な面がみられる。	B	
⑥ 調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。	調理委託通知	○ 調理業務の委託を行う施設において、栄養士の指導を受けられるような体制を確立してください。	・調理業務の委託を行う施設において、栄養士の指導を受けられるような体制を確立していない。	A	栄養士の指導を受けられるような体制を確立していませんでした。
	調理委託通知	○ 調理業務の委託を行う施設において、栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられるので、改善してください。	・調理業務の委託を行う施設において、栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。	B	
(8) 食事の外部搬入が行われている場合					
① 次に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	県条例第45条	○ 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していないので改善してください。	・3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。	A	3歳未満児の食事を外部搬入により提供していた。
	県条例第45条	○ 規則で定める基準を満たさずに、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入しているので改善してください。	・規則で定める基準を満たさずに、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。	A	基準を満たさずに食事を外部搬入により提供していた。
ア 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保していること。	県条例第45条第1項(1)	○ 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあるので、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保してください。	・幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあるので、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保していない。	B	
イ 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。	県条例第45条第1項(2) 保育所食事提供通知	○ 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮を行ってください。	・保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮を行っていない。	B	
ウ 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としていること。	県条例第45条第1項(3)	○ 保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としてください。	・当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としていない。	B	
エ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	県条例第45条第1項(4) アレルギーガイドライン	○ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じてください。	・幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じていない。	B	

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>県条例第45条第1項(5)</p>	<p>食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めてください。</p>	<p>食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画（乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。）に基づき食事を提供するよう努めていない。</p>	<p>B</p>	
<p>9 事故未然防止の取組</p>					
<p>(1) 安全管理</p>					
<p>① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p>	<p>保育指針第3章3(2)ア</p>	<p>○ 児童の事故防止に必要な対策を講じてください。</p>	<p>子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、児童の事故防止に必要な対策を講じていない。</p>	<p>A</p>	<p>児童の事故防止に必要な対策を講じていませんでした。</p>
<p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>保育指針第3章3(2)イ 監査通知別紙1-2(2)第1-1[保](5)</p>	<p>○ 児童の事故防止に対する配慮が不十分なので必要な対策を講じてください。</p>	<p>園内外及び散歩時における危険な場所、設備等を把握しているか。 園児が行方不明になった場合の対応マニュアル（フローチャート等）を作成しているか。 睡眠中の窒息リスクを除去し、安全な睡眠を確保しているか。 誤嚥や窒息リスクとなるものを除去しているか。 食物アレルギーのある児童には生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 園外保育時に連絡体制を確保しているか。 園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 不審者等の侵入防止のための措置や訓練を行っているか。 等の確認を行っていない場合は指摘とする。</p>	<p>B</p>	
<p>② 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>保育指針第3章3(2)ウ 防犯安全確保通知</p>	<p>○ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応が図られていないので改善してください。</p>	<p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応が図られていない。</p>	<p>B</p>	
<p>③ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。</p>	<p>水遊び等事故防止通知</p>	<p>○ プール活動、水遊びを行う場合は、監視する者とプール等の指導を行う者を分けて配置してください。</p>	<p>プール活動、水遊びを行う場合は、監視する者とプール等の指導を行う者を分けて配置していない。</p>	<p>B</p>	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。</p>	水遊び等事故防止通知	○ 職員間で事前に注意すべきポイントを確認してください。	・職員間で事前に注意すべきポイントを確認していない。	B	
<p>④ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。</p>	水遊び等事故防止通知	○ 子どもの疾病等の事態に備え、環境を整備し全職員が対応できるようにしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当等について教育の場を設けていない。 ・事故後の緊急事態への対応を整理していない。 ・日常的に訓練していない。 	B	
<p>⑤ 自動車を運行する場合の児童の所在確認</p> <p>児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p>	<p>県条例第12条の4第1項 保育指針第3章3(2)ア 監査通知別紙1-2(2)第1-1[保](5)エ</p>	○ 児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認が不十分なので必要な対策を講じてください。	・児童の乗車及び降車の際に、点呼その他児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認をしていない。	A	児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認が不十分でした。
	こどものバス送迎マニュアル	○ 送迎時に、連絡が無くこどもが登園しない場合、保護者へ確認を取ってください。	・送迎時に、連絡が無くこどもが登園しない場合に、保護者へ確認を取っていない。	B	
	こどものバス送迎マニュアル	○ 送迎時に、こどもの出欠状況等について複数の職員で確認してください。	・送迎時に、こどもの出欠状況等について複数の職員で確認していない。	B	
	こどものバス送迎マニュアル	○ 送迎（及び園外活動）の乗降時に、こどもの人数や名前等の確認を行ってください。	・送迎（及び園外保育）の乗降時に、こどもの人数や名前等の確認を行っていない。	B	
	こどものバス送迎マニュアル	○ 送迎（及び園外活動）の際、こどもの降車後に車内の見回りを行ってください。	・送迎（及び園外活動）の際、こどもの降車後に車内の見回りを行っていない。	B	
	こどものバス送迎マニュアル	○ 送迎時に、各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成してください。	・送迎時に、各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成していない。	B	
<p>保育所の設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>	県条例第12条の4第2項	○ 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の安全装置（国が示す安全装置リストに掲載されているもの）を備えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行しているが、当該自動車にブザー等の装置（「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に適合する装置のリスト（子ども家庭庁のもの）を設置していない。 ・自動車を児童の登園降園に使用せず、園外活動のみに利用している場合は、安全装置の設置義務の対象外。 	A	児童の送迎を目的とした自動車にブザー等の安全装置を備えていませんでした。

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(2) 事故未然防止の取組</p>	<p>県条例第12条の4第2項</p>	<p>○ 自動車に備えたブザー等の安全装置を用いて児童の所在の確認を行ってください。</p>	<p>・降車時等に安全装置を用いて児童の所在を確認しているか。</p>	<p>A</p>	<p>降車時等に安全装置を用いて児童の所在を確認していませんでした。</p>
<p>① 事故の再発を防止するために、事故が起きた事例、ヒヤリハットの事例に対して、未然防止策を会議等で検討し、防止策を講じる必要がある。</p>	<p>保育指針第3章3(2)ア</p>	<p>○ 過去の事故等に対して、話し合いなどにより、検証していないので、改善してください。</p>	<p>・過去の事故等に対して、話し合いなどにより、検証していない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 事故やけが等をしたときの対応は速やかに医療機関等に連れて行くなど適切な対応をしているか。</p>	<p>事故防止通知</p>	<p>○ 事故やけが等をしたときには、迅速に医療機関への対応を図ってください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときに迅速に医療機関への対応を図っていない。</p>	<p>A</p>	<p>事故・けがが発生時等の医療機関への対応が遅れた事例がありました。</p>
	<p>事故防止通知</p>	<p>○ 事故やけが等をしたときの対応に不適切な面があるので、改善してください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときの対応に不適切な面がみられる。</p>	<p>B</p>	
<p>②のほか、保護者等への連絡も迅速に行うなどの対応をしているか。</p>	<p>保育指針第3章1(3)ア</p>	<p>○ 事故やけが等をしたときに保護者への連絡を迅速に行ってください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときに保護者への連絡を迅速に行っていない。</p>	<p>A</p>	<p>事故・けがが発生時等の保護者への連絡に留意すべき事例がありました。</p>
	<p>保育指針第3章1(3)ア</p>	<p>○ 事故やけが等をしたときに保護者への連絡に一部不適切な面があるので、改善してください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときに保護者への連絡に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>B</p>	
<p>③ リスクマネジメントの観点から、事故の検証をして事故防止に結びつけるためにも事故の状況をまとめた記載が必要である。 記載の内容としては、事故が起きたときの具体的な状況、施設側や医療機関等の対応、経過、家族・関係機関への連絡、未然防止策を記載してあることが望ましい。</p>	<p>事故防止ガイドライン</p>	<p>○ 事故が発生した際は、速やかに事故報告書を作成してください。また、事故報告書には、事故の状況、対応、経過、保護者、関係機関等への連絡状況、再発防止策について記載できるようにしてください。</p>	<p>・事故報告書を作成していない。</p>	<p>B</p>	
<p>(3) 事故報告</p> <p>① 事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずる。</p>	<p>事故報告通知</p>	<p>○ 報告対象となる事故を市町村に速やかに報告してください。</p>	<p>・報告の対象となる重大事故について、市町村等に報告していない。</p>	<p>A</p>	<p>事故・けがが発生時等の報告に留意すべき事例がありました。</p>
<p>② 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p>	<p>監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (7)</p>	<p>○ 報告対象となる事故に関して、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じてください。</p>	<p>・報告対象となる事故に関して、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
10 入所者の生活環境等					
(1) 設備					
① 児童が明るく、衛生的な環境で利用できる広さ、構造設、設備を整えなければならない。また、常にその設備を向上させなければならない。 構造設備は、採光、換気等利用している児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払わなければならない。 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	県条例第5条5 保育指針第3章3(1)ア、イ	○ 施設設備等生活環境は、適切に確保してください。	・施設設備等生活環境が適切に確保されていない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
② 2歳未満の幼児を入所させる保育所の県条例を下回っていないか。	県条例第2条、第4条 第5条、第44条	○ 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置してください。	・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置していない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
③ 県条例に規定する必要なが確保されているか。	県条例第2条、第4条 第5条、第44条 県条例第2条、第4条 第5条、第44条	○ 保育に必要な用具を備えてください。 ○ 保育に必要な用具が一部不十分であるので、改善してください。	・保育に必要な用具を備えていない。 ・保育に必要な用具が不十分である。	A B	施設・設備等に改善すべき点がありました。 施設・設備等に改善すべき点がありました。
④ 2歳児以上の幼児を入所させる保育所として県条例を下回っていないか。	県条例第2条、第4条 第5条、第44条	○ 乳児室が乳児1人につき1.65平方メートル以上ないので、改善してください。	・乳児室が乳児1人につき1.65平方メートル以上ない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
	県条例第2条、第4条 第5条、第44条	○ ほふく室が乳児1人につき3.3平方メートル以上ないので、改善してください。	・ほふく室が乳児1人につき3.3平方メートル以上ない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
⑤ 県条例に規定する必要な設備及び面積が確保されているか。	県条例第2条、第4条 第5条、第44条 県条例第2条、第4条 第5条、第44条 県条例第2条、第4条 第5条、第44条 県条例第2条、第4条 第5条、第44条 県条例第2条、第4条 第5条、第44条	○ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所でも可）、調理室及び便所を設置してください。 ○ 保育室又は遊戯室に必要な用具を備えてください。 ○ 保育室又は遊戯室に保育に必要な用具が一部不十分なので、改善してください。 ○ 保育室又は遊戯室は2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上ないので、改善してください。 ○ 屋外遊戯場が2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上ないので、改善してください。	・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設置していない。 ・保育室又は遊戯室に必要な用具を備えていない。 ・保育室又は遊戯室に保育に必要な用具が不十分である。 ・保育室又は遊戯室が幼児1人につき1.98平方メートル以上ない。 ・屋外遊戯場が幼児1人につき3.3平方メートル以上ない。	A A B A A	施設・設備等に改善すべき点がありました。 施設・設備等に改善すべき点がありました。 施設・設備等に改善すべき点がありました。 施設・設備等に改善すべき点がありました。

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑥ 保育室等が2階にある場合 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く)であること。	県条例第44条 児童福祉施設最低基準 通知	○ 耐火建築物又は準耐火建築物でないので、改善してください。	・耐火建築物又は準耐火建築物でない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
⑦ 保育室等が3階にある場合 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。	県条例第44条 児童福祉施設最低基準 通知	○ 耐火建築物でないので、改善してください。	・耐火建築物でない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
⑧ その他、条例、国通知に定める施設基準を満たしていること。	県条例第44条 児童福祉施設最低基準 通知	○ ○○について、施設基準を満たしていないので、改善してください。	・国通知に定める施設基準を満たしていない。	A	施設・設備等に改善すべき点がありました。
11 その他					
(1) 利用者の様々なニーズに応じるため、待機児童解消のため、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図るためなどに、下記のような保育施策が講じられているが、国通知に応じた基準でなければならない。					
① 夜間保育所 定員は20名以上であること。	夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知	○ 定員が20名未満であるので、改善してください。	・定員が20名以上でない。	A	定員管理に改善が必要な点がありました。
仮眠のための設備その他夜間保育所として必要な設備、備品を備えていること。	夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知	○ 仮眠のための設備等を整備してください。	・仮眠のための設備等を整備していない。	A	仮眠の設備等が未整備でした。
② 既存の施設との併設の場合は、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならない。ただし、医務室、調理室保育士休憩室及び倉庫等の管理部門並びに便所及び屋外遊戯場については、運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備との共用は差し支えない。 運営費の経理についてあらかじめ費用の按分方法を定め、費用を按分すること。	夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知 夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知	○ 夜間保育専用の施設となっていないので、改善してください。	・夜間保育専用の施設となっていない。	A	夜間保育に必要な専用の設備が未整備でした。
	夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知	○ 運営費の経理について、あらかじめ費用の按分方法を定め、費用を按分してください。	・運営費の経理についてあらかじめ按分方法を定め、費用を按分していない。	A	運営費の経理に改善すべき事項がありました。
③ 保育園分園 定員は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。	分園設置運営通知	○ 中心保育園と一体的な運営がされていない場合は、定員は30人未満としてください。	・中心保育園と一体的な運営がされていない場合で定員が30人以上である。	A	定員管理に改善が必要な点がありました。
(2) 現況報告 ① 必要な報告が提出されているか。	保育所設置認可通知第一二(三)(2)エ 社会福祉法人以外の者による保育所設置に係る現況報告の提出について(次世代育成課長通知)	○ 現況報告書を提出してください。	・提出されているか。	A	現況報告書が提出されていませんでした。

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
	保育所設置認可通知第一二(三)(2)エ 社会福祉法人以外の者による保育所設置に係る現況報告の提出について(次世代育成課長通知)	○ 現況報告書を精査し再提出してください。	・必要事項が網羅されているか。	B	